

令和 7 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

9 月 会 議

令和7年第1回森町議会9月会議会議録（第1日目）

令和7年9月1日（月）

開議 午前10時00分

休会 午後 2時08分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
令和7年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 6 議案第 1号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 8 議案第 3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 9 議案第 4号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 10 議案第 5号 令和7年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 11 議案第 6号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 7号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 8号 令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第 9号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第10号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 17 報告第 1号 令和6年度森町財政健全化判断比率について
- 18 報告第 2号 令和6年度森町資金不足比率について
- 19 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 20 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 21 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 22 認定第 1号 令和6年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和6年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 令和6年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 23 意見書案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を
求める意見書
- 24 意見書案第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める

意見書

- 25 意見書案第3号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書
 26 意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
 27 議員の派遣について
 28 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斉藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君
10番 加藤進君	12番 東隆一君
13番 松田兼宗君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	山下英一君
総務課長	濱野尚史君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜君
監査事務局書記長	関孝憲君
防災交通課長	野崎博之君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	岩井一桐君
企画振興課参事	池田恵太君
税務課長	東克宏君
保健福祉子育て課長	宮崎弘光君
保健福祉 子育て課参事	萩野友章君
保健福祉 子育て課参事	葛西十夢君

住 民 生 活 課 長	阿 部 泰 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	川 村 勝 幸 君
商 工 労 働 観 光 課 長	白 石 秀 之 君
建 設 課 長	濱 野 真 行 君
建 設 課 技 術 長	伊 藤 正 吾 君
砂 原 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	柴 田 正 哲 君
町 民 福 祉 課 長	奥 山 太 崇 君
教 育 長	毛 利 繁 和 君
学 校 教 育 課 長	坂 田 明 仁 君
学 校 教 育 課 参 事	藤 嶋 希 君
学 校 教 育 課 参 事	萩 森 敦 史 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	須 藤 智 裕 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	木 村 忠 公 君
給 食 セ ン タ ー 長	敦 賀 靖 之 君
国 保 病 院 経 営 企 画 統 括 監 兼 さ くら の 園 ・ 園 長	柏 浏 茂 君
国 保 病 院 事 務 長	千 葉 正 一 君
上 下 水 道 課 長	水 元 良 文 君
消 防 長	松 居 順 一 君
消 防 次 長	佐 山 寿 一 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	関 孝 憲 君
議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	長 谷 川 拓 哉 君
庶 務 係	木 村 友 理 香 君
総 務 係	近 江 篤 篤 市 君

総務係	山内梨沙君
財政係	三澤拓海君
行革DX推進係	佐藤晴君
人事厚生係	三春このみ君
人事厚生係	山崎友也君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 議案第 1 号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 4 議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 5 議案第 4 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 6 議案第 5 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）
- 7 議案第 6 号 令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 議案第 7 号 令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 議案第 8 号 令和 7 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 10 議案第 9 号 令和 7 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 11 議案第 10 号 令和 7 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 12 議案第 11 号 工事請負契約の締結について
- 13 報告第 1 号 令和 6 年度森町財政健全化判断比率について
- 14 報告第 2 号 令和 6 年度森町資金不足比率について
- 15 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 16 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 17 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和7年第1回森町議会9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、9月会議を再開します。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくようご協力お願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席3番、高橋邦雄君、議席4番、河野淳君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日9月1日から9月12日までの12日間を予定しておりますので、議事運営にご協力お願ひ申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） おはようございます。行政報告を行います。

6月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年も夏の猛暑が予測されておりましたが、昨年にも増して連日のように30度前後の気温が続く猛暑となりました。いましばらく暑い日が続くと思いますが、町民の皆様方には

体調管理に十分気をつけていただきたいと願っております。

去る7月4日に森町とミチタル株式会社並びに株式会社ハルキの3者により森林資源活用共創事業に関する連携協定を締結いたしました。現在国産ウイスキーブームの中でミズナラは大変貴重な樹種となっておりますが、道南地域においてはナラ枯れの発生という大きな課題を抱えております。本協定は3者がそれぞれの専門性と強みを生かし、洋酒樽の試作、製品化を進めることで森町産の木材の新たな価値を創出し、森林資源の持続的かつ有効な活用を図ってまいります。

現在開催中の大阪・関西万博では7月21日からの1週間、北海道昆布WEEK in 万博と題し、北海道の海のピンチと可能性を関西を通じて世界へというテーマで期間限定のイベントが実施されておりました。今般ご縁があり7月23日にそのパビリオンのステージにおいて鹿部町長と共に登壇し、磯焼けなどの影響で昆布量に課題を抱える両町で持続可能な漁業や海の再生に向けた取組へのプレゼンとトークセッションをする機会をいただきました。私からは森町が取り組む水産業サステナブルチャレンジ事業について、前浜でのブルーカーボンの取組やホタテ貝殻の新たな利用に関する取組などをご紹介させていただき、持続可能な水産業を目指していることだけでなく、これらの取組にご賛同いただいた際には、森町への企業版ふるさと納税をお願いするPR活動も併せて行ってまいりました。当日の内容はYouTubeにて発信されており、地域の課題や取組を万博の場で世界へ向け発信することができたことにより森町の知名度向上、さらには基幹産業のPRになったものと確信しております。

次に、森町と八雲町は駒ヶ岳噴火災害における広域避難に関する協定を締結しましたので、お知らせします。本協定は駒ヶ岳噴火災害が発生、または発生するおそれがある場合において森町民が八雲町へ広域避難を図るとともに、八雲町で提供していただける避難所の使用及び物資の供給などに関する支援について必要な事項を定めた協定内容となっております。8月22日に森町役場で行われた協定締結式では、岩村町長より取決めがない状態では十分な協力ができないといった懸念があった、八雲町もいつ起きるか分からない噴火に備えたいと述べていただきました。今回の協定を契機に森町と八雲町のさらなる連携強化が実現することを確信しております。町では現在長万部町とも広域避難に関する協定締結に向けて協議中であり、両町合わせて3,000人規模の受入先を確保したいと考えております。

また、8月31日には森港と室蘭港間の旅客不定期航路事業を行うスターマリン株式会社と森町及び室蘭市で災害発生時における森港と室蘭港の航路活用及び港湾利用に関する連携協力体制を構築することを目的に災害発生時の森蘭航路の活用と港湾利用に関する協定を締結しました。両港は明治期に札幌本道の一部として定期航路で結ばれていた歴史的背景と噴火湾を挟んで対岸に位置する地理的特性を有しておりますので、この協定を機に災害時における旅客不定期航路の運航支援及び物資、人員の緊急海上輸送を迅速かつ円滑に実施する体制を整えてまいります。

町内の行事に目を向けますと、8月29日に町民の皆様と森町のこれからを考える自律協生フォーラムを開催いたしました。当日は武蔵野美術大学、若杉教授、日本総合研究所、井上チーフと私、そして中学生たちが森町の未来について意見を交わしました。

翌30日の森町市場では、特産品の直売や中学生による体験型イベントを実施し、併せてみんなの森町展では中学生撮影の風景写真や町民100人の未来スケッチを展示しました。様々な方の参加や協力により盛会のうちに終えることができましたことについて感謝を申し上げる次第でございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（木村俊広君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和7年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

本件は、令和7年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1 ページを御覧ください。本件につきましては、令和7年度森町一般会計補正予算の第6回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万円を追加し、歳入歳出それぞれ153億3,589万9,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款6 消防費の76万円は、7月30日に発生したカムシャツカ半島地震に伴う津波発令警報により避難所に避難された方々に食料や飲料水を提供するため補正したものであります。

また、4 ページの歳入では所要財源として繰越金を計上したものです。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） 6 ページの76万の件なのですが、避難所に対する補助というか、飲料、食料の支給をしたということなのですが、その避難所がどの程度町として、開設したわけだけでも、その全部の避難所に対してやったということなのだろうか、それとも特定の場所にだけだったような認識を私は持っているのだけれども、その辺いかがなのでしょう。

○防災交通課長（野崎博之君） お答えいたします。

今回津波避難の際に避難所を22か所開設しております。今回の専決処分につきましては、

この避難所開設した部分に対しての食料費、飲料水等の経費という部分で計上させていた
だいております。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） だから、22か所全部に渡ったということなのだろうか。その部分
の各避難所にいた人数それぞれ把握しているのだと思うのだけれども、そして昼頃にはほ
とんど、帰宅される方もいたわけです。その中でどういうふうな形で避難所の運営も含め
て把握していたのか。そして、その人たちに当然そういう食料を昼の部分だと思うのです。
夕方の部分もあったのだと思います。そして、避難所によっては自分たちで炊き出しとか
やっていたところもあるわけです。ということも含めて考えた場合に公平性の観点からこ
ういう避難所の一定の選ばれた、どういうふうな形で選んだか知らないですけれども、そ
の基準があったのかも含めてその辺どういうような考えでやったのか、ちょっともう一度
お願いします。

○防災交通課長（野崎博之君） お答えいたします。

今回津波の避難所として設定しているのは全部で23か所です。1か所開けていなかった
のはみどりヶ丘町内会の会館ですけれども、一応そちらのほうも開館、避難所として準備
できる状態にあったのですが、JRからの避難される方の部分がありまして、そちらのほう
を配慮した結果、みどりヶ丘町内会に関しては最終的には避難された方がおりませんでした
ので、23か所中22か所開設をしてきております。

あと、議員おっしゃったように自分の考えでご自宅のほうに戻られた方もおりますけれ
ども、避難所としての最大の避難者数としましては949名を把握しているところです。ただ
し、こちらのほうは車両での避難とか、施設をご利用にならなかった方々の人数はこの中
には含まれておりませんが、施設を利用された方が949名ということで把握をしているところ
です。

議員お話しのとおり、もちろん公平性については担保していきながらこの避難所対応と
いうのはやっていかなければならないというふうに考えておりますが、避難所全てに物に
ついてはある程度の部分行き渡ったという部分で考えております。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） ある程度の部分行き渡ったというような、いや、1日で終わった
からいいのですよというふうな認識で私は思うのだけれども、これ長期にわたった場合ど
のように対処するのか。そして、全体で949名だという話で言っていますけれども、そうし
たらその人たちに全て渡ったのか。この金額からいったら、76万という金額からすると、
それには全然当てはまらないのではないのというふうに思っている部分と、さらに今回新
たに備品というか、食料を購入してやっと渡しているわけですね。とすれば、備蓄があ
るわけですね、町の。それを利用しなかったのかどうなのか、その辺どうなのかという
ことと今後のことを考えた場合に、今後これを教訓にしていろんな対応策を考えていつ
ているのだとは当然思っているのだけれども、それをいつ頃までまとめるつもりでいるのか、

ちょっとその辺も含めてお願いします。

○防災交通課長（野崎博之君） お答えいたします。

今回食料の調達に関しましては、町内の商店ほとんどのお店が実際閉まった状態ということになりまして、食料をかき集める部分でもかなり職員の負担という部分がありました。ですが、町の備蓄品についても飲み水ですとか、そういった部分提供はしておりますけれども、まずは自分たちのほうで調達できる部分を選択して行動しておりましたので、炊き出しの部分も含めて今回動いている状況です。ただ、避難所においてやはり皆さん均等に、ではこの食料が行き届いたかというところ、その部分については課題が残りますので、まずは初動での備蓄品の活用という部分も課題として大きく見えてまいりましたので、今回の津波避難の計画を生かして今後の防災対策の向上に向けて取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今回の災害は、本当に災害はいつ何どきやってくるか分からないということで、対応にも大変苦労したんだろうなというのは推察していました。食料の確保もそれこそ突然でするので、なかなか苦労して方々探し歩いたのだろうということも理解しています。ただ、22か所の開設で949名利用した方がいらっしやったということなのですけれども、私今回のその皆さんの避難の動向を見ていますと、例えば道の駅だとか、国道5号線沿いのコンビニエンスストアなんかの駐車場に皆さん避難されている方、あと森川町内のパチンコ屋さんが臨時避難所ということで開放させていただいて、そちらに避難されている方も結構いるのを目にしました。今回は幸い長期間にはならなかったとは思いますが、避難所を利用している方だけではなくて、そういう駐車場なんかで自分で避難している方々もやはりこういう特に食料の部分というのはいろいろ問題になってくると思うのです。ですので、今回そういう方々までは対応できなかったとは思いますが、長期間避難されるような事態を想定して、まずはどれぐらいの方、人数的だとか、車の台数的なものだとか、そういうものの把握も大事なのかなと思うのですけれども、その辺はどのように調査して今後の対応に反映させていくか、どういうお考えかお願いします。

○防災交通課長（野崎博之君） お答えいたします。

実際、議員お話しのとおり各避難所において混乱をされたという部分で聞いております。特に森高校では学校説明会なんかもあって、皆さん高台に避難するという観点から、やはり高台の部分でいろいろ渋滞、それから混雑が見られたようです。今お話しされたとおり避難所だけではなくて、やはりある程度の近隣、道路等、車で避難する方々もおりましたけれども、そういった皆さんの把握の部分についても今回の経験を生かしながら検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから承認第1号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
日程第5、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第6、議案第1号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 議案第1号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料ナンバー1及び新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、説明資料にてご説明いたします。本案は、新もり保育所の開所並びに旧森保育所及び新川保育所の閉所に伴い、森町立保育所条例の一部について所要の改正をしようとするものです。

主な改正内容につきましては、（１）、旧森保育所及び新川保育所の定員規定を削除し、新もり保育所の定員を150人と規定するもの。第3条関係です。

（２）、旧森保育所及び新川保育所の名称と位置の規定を削除し、新もり保育所の名称と位置を規定するものです。第2条関係の別表関係となっております。

施行期日につきましては、令和7年12月1日からの施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから議案第1号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第7、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、江差町・上ノ国町学校給食組合の組合脱退に伴い規約の別表を改めることについて組合関係団体と協議するため議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー2を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第8、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、江差町・上ノ国町学校給食組合の組合脱退に伴い規約の別表第1を改めることについて組合関係団体と協議するため議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー3を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。
これから議案第3号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。
日程第8、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長(木村俊広君) 日程第9、議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(濱野尚史君) 議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、江差町・上ノ国町学校給食組合の組合脱退に伴い規約の別表第1及び別表第2を改めることについて組合関係団体と協議するため議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー4を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。
これから議案第4号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。
日程第9、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(木村俊広君) 日程第10、議案第5号 令和7年度森町一般会計補正予算を議題

とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町一般会計補正予算の第7回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億6,899万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ164億489万5,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税の8,000万円は、令和7年の調定額に基づき補正するものです。

款11地方交付税の減額は、普通交付税の交付額確定に伴い減額するものです。

款18寄附金は、ふるさと納税の今後の収入を見込み10億円を増額しようとするものです。

次に、8ページの款19繰入金及び款20繰越金の補正は、各種事業の補正財源としてそれぞれ計上するものです。

款21諸収入のワクチン生産体制等緊急整備基金助成金の減額は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る助成金が令和7年度から廃止され、交付税措置となったため減額するものです。

次に、10ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の33万円は、令和8年度決算を対象とした財務書類までに財務諸表類の整理が必要なため、固定資産台帳精緻化について業務委託しようとするものです。

目6企画費では、住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請件数増加により今後予算不足が見込まれるため増額補正するものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節10需用費は、防犯灯に係る修繕料を補正するものです。また、節19扶助費の30万円は、犯罪被害者支援に関する遺族見舞金を1件分補正するものです。

目3社会福祉施設費、節17備品購入費は、森町交流支援センターの暖房器具が故障のため新たに購入しようとするものです。

次に、12ページの項3災害救助費の60万円は、罹災見舞金に予算不足が見込まれるため補正するものです。

次に、14ページの農林水産業費ですが、項1農業費、項2林業費中の各科目、節13使用料及び賃借料及び目6駒ヶ岳ダム管理費、節12委託料の補正につきましては、8月17日並びに19日から20日にかけての大雨による被害の復旧に係る費用となっております。

資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

目6駒ヶ岳ダム管理費、節10需用費の260万円は、掛瀬圃場の給水管で漏水が発生しているため修繕しようとするものです。

目9山村振興施設管理費の313万5,000円は、6月11日に発生した落雷によりちやつぶ林館の火災受信機が故障し、修理できないことから機器の取替え修繕を実施しようとするも

のです。

項2林業費、目1林業総務費、節7報償費ではヒグマやエゾシカ、アライグマの駆除奨励金に、節18負担金補助及び交付金では熊捕獲交付金にそれぞれ予算不足が見込まれるため補正するものです。

款7商工費、項1商工費、目2観光費の209万7,000円は、やすらぎプラザ、さわらの冷房暖房設備が故障のため取替え修繕を実施するほか、YOU・遊・もりの防災備蓄庫の修繕を実施しようとするものです。

次に、16ページにかけての目3ふるさと応援対策費の10億円は、本年10月より寄附に対するポイント還元が禁止されることに伴い駆け込みでの寄附があった場合、返礼品等の経費に予算不足が懸念されるため、それぞれ必要となる費用を補正するものです。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節13使用料及び賃借料の370万円は、建設機械借り上げ料に今後予算不足が懸念されることから増額補正するものです。また、節15原材料費では、今後の使用を見込み補正するものです。

項4港湾費の121万4,000円は、森港本港船揚げ場斜路修繕のほか、小破修繕料を計上するものです。

次に、18ページの項6住宅費、目1住宅管理費、節10需用費の修繕料970万円は、町営住宅の今後の執行を見込み増額補正しようとするものです。

目2空き家対策費の420万円は、空き家住宅等除却費補助金の今後の申請を見込み増額補正するものです。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の補正は、教職員住宅修繕の今後の執行を見込み増額するものです。

項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の231万6,000円は、森、鷲ノ木、さわら小学校のボイラー修繕のほか、各小学校施設の小破修繕をしようとするものです。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料84万2,000円は、スクールバス5号車の車検整備指摘箇所修繕のほか、小破修繕を実施しようとするものです。

次に、20ページの項4幼稚園費、節10需用費の20万円は、さわら幼稚園の風除室の建具を修繕しようとするものです。

項5社会教育費、目2公民館費、節10需用費の68万7,000円は、砂原公民館の高圧コンデンサ取替え修繕のほか、森町公民館の小破修繕料を計上するものです。

目3図書館費の27万5,000円は、暖房器具故障のため新たにFF式ストーブを購入しようとするものです。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金補助及び交付金の65万円は、各種スポーツ大会補助金に予算不足が見込まれるため補正するものです。

目2体育施設費、節10需用費の106万5,000円は、町民体育館及び町民プールのボイラー部品取替え修繕のほか、体育施設の小破修繕料を計上するものです。また、節17備品購入費は、青少年会館の暖房器具故障のため新たに暖房設備を購入しようとするものです。

目3学校給食費、節10需用費の63万3,000円は、給食センターの各調理器具等を修繕しようとするものです。また、節17備品購入費の246万4,000円は、フードドライヤーとフライヤー油ろ過器が故障しましたが、修理が不可能なことから新たに購入しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11　議案第6号

○議長（木村俊広君）　日程第11、議案第6号　令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君）　議案第6号について説明させていただきます。

本案は、令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,499万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億5,708万3,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款6繰越金、項1繰越金1,499万7,000円の増額は、繰越金の確定に伴い補正するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金799万9,000円の増額は、繰越金のうち保険税余剰分を積み立てようとするものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目4保険給付費等交付金償還金699万8,000円の増額は、令和6年度保険給付費等交付金確定に伴う精算分です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入

歳出一括で行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第12、議案第7号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 議案第7号について説明させていただきます。

本案は、令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億21万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3繰入金、項1一般会計繰入金70万4,000円の減額は、繰越金の増額に伴うものです。

款4繰越金、項1繰越金70万5,000円の増額は、繰越金確定に伴うものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,000円の増額は、被保険者証等封入封緘業務委託料を増額しようとするものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、繰越金の確定に伴い金額は変更せず、財源内訳を変更しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（木村俊広君） 日程第13、議案第8号 令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 議案第8号について説明させていただきます。

本案は、令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第2回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,488万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億6,264万7,000円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入について説明させていただきます。4ページをお開き願います。款5支払い基金交付金、項1支払い基金交付金、目1介護給付費交付金502万4,000円の増額につきましては、前年度実績値確定による追加交付分の増額補正となります。

款8繰入金、項3基金繰入金4,737万円及び款9繰越金、項1繰越金248万8,000円の増額につきましては、前年度実績値確定により歳出の償還金及び還付金へ充当しようとするものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。6ページをお開き願います。款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金4,985万8,000円の増額につきましては、介護給付費等の前年度実績値の確定に伴う国、道支出金及び支払い基金交付金の返還に伴うものです。

款6基金積立金、項1基金積立金502万4,000円の増額につきましては、介護給付費交付金の前年度実績値確定による追加交付分を積み立てしようとするものです。

以上、議案第8号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第14、議案第9号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に919万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,261万6,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の919万1,000円の増額は、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節2給料は、特別養護老人ホームの統合に係る統合推進人材の給与の220万円と節3職員手当と節4共済費につきましては、同人材の通勤手当と保険料等でございます。節10需用費につきましては、主なものとして床シート修繕の19万8,000円と給湯ボイラーの水漏れ修繕の11万3,000円がでございます。節12委託料につきましては、特別養護老人ホーム経営統合コンサルティング業務委託料の528万円でございます。節17備品購入費につきましては、リクライニングキャリーの22万3,000円が主なものでございます。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の55万円につきましては、感染症予防のために使用する手袋でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

○7番（斉藤優香君） まず、統合に関わる統合推進人材採用についてお尋ねします。

この方の経歴が資料のほうに載っていますが、年齢や職歴などがはっきり専門性もよく分からない状態で、この採用の項目では事務補助となっております。まずは、現在何をされているのかということと、あとこの会計年度任用職員を募集するに当たってはホームページ上で公開するなどできる限り適切な募集を行った上で競争試験、または選考により客

観的な能力の実証を行う必要があるというふうになっていると思うのですが、それはされたのかということと、あとこの給与水準に当たっては会計年度職員の給与水準については基本的には常勤職員の給料表にひもづけた上で上限を設定することが適当となっておりますが、事務補助員であって月55万円というのは副町長よりも下だけれども、課長よりも上であるということは、この方にどのような権限と責任があるのかということをもまず教えていただきたい。会計年度職員の森町の条例にのっとり、または総務省の自治行政局が出している会計年度任用職員の説明などからもちょっとよく分からないので、この説明をしていただきたい。

そして、コンサルを依頼するとありますが、コンサルの結果が出ないうちに採用する理由、そして補正とする理由、その緊急性、私はコンサルの結果を踏まえて必要な人材を採用するならば分かりますが、このコンサルの結果以前に採用するというところの理由をお願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 答弁漏れがございましたらちょっと教えていただきたいのですが、まず1点でございます。統合人材についてでございますけれども、経歴がちょっと分からないということでよくお話しされていると思うのですが、現職で現在勤められておられる方でございます。よって、実際の施設名だとか、そこはちょっと本人の今後の、要するに勤めている状況もございますので、不利益にならないような形でこの公表は控えさせていただいてございます。

まず、採用目的についてでございますけれども、概要で書いているとおりでございますけれども、森町特別養護老人ホームさくらの園と社会福祉法人さくら福祉会が運営するシャリテさくら及びシャリテの森を統合し、森町における今後の高齢者福祉の安定的かつ効率的な運営体制の構築を図ることを目的とする。そのため両施設間及び町とさくら福祉会との調整、関係者対応、制度設計支援等を担う統合推進人材を町が採用し、シャリテさくらと行き来しながら業務を行うということになってございます。

それで、先ほど議員がおっしゃっている部分でございますけれども、まずコンサルが決まる前に要は採用をする必要があるのかということでございますけれども、この点につきましてまた僕のほうで回答いたしますけれども、統合に当たっては多様な調整事項や専門的な検討事項が発生するため、町といたしましては2つの役割ということを明確に分けて体制を整備したいというふうに考えて今回同時にという形というよりも、まず人材を採用してということで考えてございます。まず、統合する人材って、では何をやるのかということでございますけれども、町が任用する職員として関係法人や施設との連絡調整だとか、職員、利用者家族への説明だとか、資料作成、会議運営など日々の実務を通じて統合の進捗を支える役割を担います。施設の現場と町との橋渡し役として細やかな対応ということで考えてございます。

あと、逆に、ではコンサルは何なのかということでございますけれども、統合に向けた専門的なコンサルティング業務の委託でございます。こちらは制度設計だとか、財務、経

営の分析、法人格や運営体制の再建に関するアドバイス、スケジュール管理など客観的かつ専門的な視点から町の判断を支えるものであって、統合後の持続可能性も高める目的で導入いたします。すなわち、人材は現場の推進役、コンサルタントは専門的な助言役としてそれぞれ役割分担し、互いに連携、補いながら統合の円滑な実現を目指してまいるといふ形で考えてございます。

それで、先に、ではなぜコンサル始まる前に12月に採用するのかということでございますけれども、やはり令和9年度に向けて統合という形になりますので、非常に短期間でございます。やはり我々の実際の業務を抱えているもののほかに、実際シャリテさわらのほうの中に入っていて運営状況等を把握してガラス張りにしていただいて統合を進めることが重要であるということで考えて、我々のほうで12月ということで最短で採用ということで考えてございます。

あと、補正の55万についてでございますけれども、これは年収ベースでいくと賞与、手当等が一切ございませんので、要するに660万の支給という形になります。ですから、先ほど言ったようにこれ課長以上ということではなくて、年収660万ということは課長よりも少ないような金額になるのではないかなということ考えてございます。

あと、公募等々につきましては、公募はする時間的な余裕がございませんでした。正直申し上げて、それで人材を探しておりましたけれども、適切な人材がございましたので、採用を検討するに当たってございます。

あと……

○議長（木村俊広君） 答弁漏れありますか。

（何事か言う者あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） あと、権限と責任につきましては、あくまでも会計任用職員という形になりますので、全てさくらの園が、私のほうがフォローしながら町全体の責任という形で動いていくような形になります。

以上です。

○総務課長（濱野尚史君） お答えします。

私のほうから会計年度任用職員任用の全般のことについてお話いたします。今回この人材の採用を検討するに当たって、まず年齢がもう60歳を過ぎているということですので、正規職員としての採用は年齢要件で採用できる年齢ではございませんでしたので、正職員以外の身分ということで検討した結果で会計年度任用職員ということにさせてもらったものです。議員おっしゃるとおり会計年度任用職員、会計年度ばかりではなくて正職員もそうですけれども、公平な選考をするということがあくまでも大前提で、これまでもそうしてきておりますし、今後そういうふうにするということについても変わりはありませんけれども、本来園長が申したとおり専門性と統合までの時間が短いということで、今回は選考ということではなく予算の上程をさせていただいたところであります。

あと、55万円の給料の根拠についてですけれども、それぞれの職種で給料の格付が決ま

っておりますけれども、今回その専門性を考慮しまして会計年度任用職員の給与条例に既定している町長等が特別に認めるということを根拠に55万円の給与の予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○7番（斉藤優香君） 何かよく分からない。この人材ありきでこれをつくっていったのではないかなって思うのと、令和9年に統合するのに全然時間がないのですという意味がちょっと分からないような気がします。まずは、コンサルのその結果をもって推進していくというのが、それでなければコンサルの意味もあんまりないのかなと思ってしまいますけれども、コンサルが必要なのか、この人材が必要なのか、この人材でやれるというのであれば、この人材にやっていただければいいのではないかなって思うのです。

先ほどの人材がやる業務内容ですけれども、入所者及び家族への説明支援などありますが、これはもう町で行われていることですよね。それで今のところ何ら問題なく皆さんに説明ができていると思うのですけれども、それ以上の説明が必要なのかということと、あとコンサルの業務内容にも経営統合に必要と認められる事項に関する関連事務とあります。事務もコンサルのほうで必要であればやっていただくという業務内容になっているにもかかわらず、この方が必要とする、そして柏渕経営企画統括監がいらっしゃって、その柏渕さんがさくらの園の園長でありながら、公設公営ということなのであれば、シャリテはさくらの園になるというか、さくらの園をそのまま持つていく、今までさくらの園をやっていたのですから、さくらの園と何ら経営が変わると思えないのです。仕事が増えるって先ほどもおっしゃっていましたが、毎日毎日その業務が増えているということでもないと思うのです。ある程度コンサルが出てきて、そして先ほども言いましたが、その業務内容を見て足りないのであれば人材をそこで募集する、こういう人材が足りないから募集する。3人でも4人でもいいと思うのですよ、そこで足りないと思えば。だけれども、その前に必要かどうか分からない、必要なんでしょうけれども、人材をコンサル前に募集もしないで決めるという、そこがよく訳が分からない。そして、町長の一存でこの方には55万円を出すっていったその経緯もよく分からないので、そこをもう一度説明していただきたい。この方を採用することによって町はどのような利点があって、町職員では絶対できない、経営企画統括監をもってもできない何か仕事があるのであれば教えていただきたいです。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

先ほどの55万円の部分について私発言できませんので、それ以外の部分ちょっと話させていただきます。まず、私経営企画統括監をしているのは病院でございます。園長と今病院のほうと兼務をしてやってございますけれども、実際に中に入らなければかなり細かい部分の諸問題というものが発生してまいります。実際統合に関するプロジェクトチームということで組んでございますけれども、そちらも皆さん現職を持った状態の中で進めている状況でございます。そういった中で、今回新たな人材を採用することということですね。

れども、その役割と具体的なものということでございますけれども、もう一度僕のほうで説明させていただきたいと思います。今回採用を予定している人材は統合推進担当として関係法人や施設との日常的な連絡調整、会議の調整や運営補助、統合に関する資料作成だとか、職員や利用者への説明準備だとか、実際に中に入って日常的にその統合に向けて進めてまいるような形で担当をするような形になります。

あと、コンサルを導入することの目的というのは、人材との違いは何かということでございますけれども、コンサルタントは統合に向けた制度設計や運営計画の検討、財務面のシミュレーションですとか、専門的な知見をもって助言をいただくという存在でございます。行政側と現場では対応が難しい部分を客観的な視点から補うことをしていただくということで要するに役割はコンサルが担っている状況でございます。したがって、人材は現場実務の推進役、コンサルは専門性を提供する助言役という形で役割を分けつつ連携して統合を進めてまいるという考えでございます。やはり準備段階から適切な人員配置とか専門的助言というのは、これは不可欠だと我々は考えてございます。これを怠りますと結果としては非効率な混乱を招き、むしろ将来的に大きなコストが生じる可能性もございます。限られた期間の中で確実に成果を出すためにも、今回の人材採用及びコンサルタントの導入は必要な投資であるということで我々は考えてございました。

あと1点は55万円の部分でございますか。ちょっとお待ちください。ちょっといいですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、55万円の根拠でございますけれども、現時点で勤めている法人の現給保障という形で申請を申し上げて、町長の承認を得ながら今回の補正に上げている状況でございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） では、この人材ありきで、この人材を入れたいがためにお給料幾らでいいですかって聞いて、55万円欲しいですって言われて町長がいいって言ったということですね。そういうふうにこの会計年度職員の給料を決めていっていいのでしょうかということが本当にびっくりする話なのです。この方に実力があるのかもしれませんが、さくらの園園長ほかプロジェクトチームを組んでいるって先ほどおっしゃいましたが、それで機能しないということをおっしゃったのですよね。町職員では機能できない、プロジェクトチームをもってこの統合はうまくいかないから外部から入っていただく。そうしたら、森町で何かの問題があったら全部外部にこれからも頼んでいくのでは

ないかという不安を感じます。本当にこの公設公営でやるとするならば、やはり町職員もプロジェクトチームを組んできちっとやっていくという姿勢が大事だと思います。

それと、あと事務補助員という立場は組織としてどういう位置づけになるのか。この方を採用するのは、事務補助員ですよ。事務補助員として例えばシャリテに入ったとして、その方が支援ってなっています、全部が支援って。どういうことなのかさっぱり分からないのですよ、私は。これがシャリテの園長になるとか、理事長になるとか、何かそういうふうになっていけばいいですけども、この方は本当に事務補助員としてさわらに入ることですよ、この取決めからいくと。

そこの辺りと、あとこの方は今のところ補正は4か月で終わりということですけども、この先もずっと採用してというのは、統合後の業務内容もここにありますが、そういうお考えでこの方を採用するということなのでしょうか。お願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず1点、経歴を見ていただければ分かるように、かなり専門的な見知を持っている方でございます。それで、やはり我々では把握できない、日常の業務を兼務しながらやっている状況では把握できない業務の中に入っていていただいて統合を推進していただくことになります。

それと、事務補助員ということなのだとということで、組織図上の扱いでございますけれども、さくらの園の配置で新たな係を設けまして、統合推進室ということで考えてございました。そういった形で、そこに僕がそこを兼務するような形でその下に配属しながらシャリテさわらのほうに行って常時日常業務の統合に向けての準備を進めるという役割で考えてございます。やはりコンサル、我々のプロジェクト、あとこの人材、この三位一体で進めてまいりたいということで考えてございます。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） これあくまでもコンサルというのは、経営統合に向けてシミュレーション作成を行っていただくと。今回推進人材の雇用なのですけども、そのシミュレーション作成に向けて実働的に中身を指導しながら経営統合に向けてやっていただくと。まず、社会福祉法人を閉庁するに当たって、やめるに当たって様々な手続の段階があると思います。そこも兼ねてこの推進人材が行うということによろしいですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

ただいま議員のおっしゃるとおりでございます。コンサルタントは、あくまでも専門的な助言役ということで全体的なスケジューリングを組んで進捗管理をしてまいります。人材は現場に入って実際そこに必要なものを推進していく役割になりますので、その中心的な役割として動いてまいります。

以上です。

○2番（河野文彦君） 先ほどの同僚議員の質問に答え切れなかったのかなと思ったので、私もそこをもう一回聞きたいのですけれども、今回は会計年度ということなので、

3月までと、令和7年度分というところで計上されています。来年の話になるのですけれども、来年度以降も継続してこの方を会計年度職員として採用していくという今のところのお考えなのかどうか。というのは、先ほど総務課長の説明だったかな、この方は60歳を過ぎているから正規雇用できないから、仕方ないからこの形にするというふうに私は捉えたのです。ということは、正規雇用をもしできるのだったらしたかったということの説明をされたと思うのですけれども、この方を会計年度として取りあえずは今年7年度分、8年度はまだ統合前の状態なのかもしれないけれども、統合後も継続して会計年度として更新ずっとしていくのか。というのは、この方は今よその会社に勤めているって言ってましたよね。ということは、そちらを退職してここに来るわけですよね。ですから、多分7年度中のこの4か月で終わりという考えではないのかな。その方にも何年間は継続して会計年度として更新しますよという密約があるのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

会計任用職員としてまず今年度継続します。翌年度につきましても、統合後につきましてもは安定した運営というもののフォローという形で同じく会計任用職員で勤めることが可能であれば、その状況に応じて継続していただくということも考えてございます。ただ、先ほど議員がおっしゃったように何年後まで勤めれるのか密約があるのかということに関しましては、その点につきましては全くございません。今後合併して安定運営するまでの間やはり手伝っていただきたいというふうに考えてございますけれども、その後については全くそういう話はございません。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今勤めているところを退職してこちらに来てくれるということであれば、簡単にもういいですってなかなか言いにくい部分もあるのかなって思うのですけれども、先ほども統合後も円滑にして進めていくためにとか、統合後も採用する頭は今のところあるのだな、相手の方にもそういう説明をしているのだろうなというのは先ほどの質疑の中から私は推察したのですけれども、その辺今回先ほど同僚議員からもありましたけれども、この採用の目的と業務内容がいまいち理解し切れないというところもあったので、その辺は丁寧な説明がより一層必要なのかなというふうに思っていました。

もう一点です。先ほど統合に向けて課長の説明の中でガラス張りにしていくというようなお話あったのです。さくらの園とシャリテ、さくらの園をガラス張りにするという事はないですよね。自分たちでやっていることです。ということは、シャリテがまだまだガラス張りになっていない。前回300万何がしかけていろいろ調査しましたけれども、まだまだ不信があるからガラス張りではないというような言葉が出てきたのかなというふうに思うのです。その辺透明化されていないって課長が感じたから今のさっきの言葉出たと思うのですけれども、どういった部分がまだまだ不透明、不信というふうに思っているのか教えていただけますか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

私のほうで先ほどガラス張りという話を申し上げましたけれども、中の人員体制についての實力、中の経営状況、コンサルは中に入って調査をしてございますが、これは実際中に入りながら状況を見て、それぞれの實力ということも踏まえながら今後継続的な事業を考えていく必要がございますので、そういった實力もきちっと踏まえながら今後の体制も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございますので、そういった部分についてまだまだやはり調査ができていないというふうに考えてございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、確認なのですが、今のところ話の進め方としては統合のどういう形の先です。町営にするということですよ。その話というのは、6月の私の一般質問に対して町長は町営か地方独立行政法人かどっちかだという言い方をしたわけです。それがいつの間にか町営になっていたと。そして、それは先日の全協においてそのことははっきり町長の口から出たわけです。再度この場でさくらの園とシャリテの統合は町営でやるのだとはっきり町民に向かって言ったほうがいいのではないですか。その上でまず話を進めたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

明日の一般質問の中で松田議員からもご質問いただいております。明日答弁の中でも同じような内容をお話する予定ではありましたが、まずは現行の町直営による安定した運営を当面継続していきたいと考えております。これはまず直営でということでございます。その上で直営のままでは将来的に避けられない、そういった財政的な面ですとか、人材確保の面に関しては今のさくらの園と現状は形態として直営ですので、同じということになります。そういった将来的なリスクを回避、事前に予防するためにも地方独立行政法人化を含めた複数の選択肢を比較的検討するプロセスを同時に進めていくと、そのような内容になります。

私からは以上です。

○13番（松田兼宗君） 町営にするかどうかを聞いたのです。今の答えでそういう答えは一切答えていない、何かあやふやな答えしかしていないと思うのだけれども、そしてそれについて再度確認したいのと、そもそも町営にするって言っているのに今までと運営形態が何も変わらないわけです。ということは、要するに単純に言うと今の50床ですよ、さくらの園。それにプラス39床、地域密着型を含めて。50床と39床、それで39床を増やすって形で話を多分進めているはずなのです。とすれば、単純に町営になるだけでベッド数が増

える、職員の数が増える、それだけの話です。なのに新たにコンサルを頼んで、職員を新たに外部職員から採用してやっていくということの意味が分からない。単純に町営です。町営でやるなら、今までやっているそのまま継続するだけではないですか。違いますか。どうもそれが分からない。だから、今回の予算というのは無駄な経費なのだとしか思えないわけです。ということは、昨年度の決算上でさくらの園って7,700万の一般会計から繰り入れているのです。要するに7,700万の赤字です。そして、今、今年度はどういうことになっているかって1億超えたのです。それどういうことなのですか。どんどん膨らんでいく。町営にするということは、そういうことなのではないですか。単純に言うと、今6,000万シヤリテさわらに補助金を出しましたよね。とすれば、来年は黙って1億6,000万、2億近いお金が必要になってくるということなのですか。それを納得の上で町営にするって言うのではないですか、違いますか。とすれば、このお金というのは全く無意味なお金でしかないってしか思えないわけです。単純に今までどおり淡々と町営でやっていけばいいだけの話ではないですか、違いますか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

全協ですとか、前回の一般質問の中でも様々な答弁させていただきました。当然それは町長として町全体の財政の話、そしてまた老人介護、特別養護老人ホームの運営、そういった面も含めてちょっと先ほどの答弁繰り返しますけれども、まずは直営、町営でスタートさせていただく。

今松田議員が淡々とただやっていけばいいのではないかというお話ありましたけれども、そもそも直営であるということが物すごくこの財政負担が町にのしかかる。これはもう私が町長になる前からずっとこの町の課題として継続していろんなご意見いただいてきている、そういう中であると私は認識しております。今回のこの統合の話も今まで社会福祉法人としてやっていたさわら福祉会、そしてまた町営のさくらの園、できればそれは各それぞれが独立性を持って進めていければ、それにこしたことはないのかなと思いますけれども、しかしながら今この状況に至った現状としては、この施設を統合し、一旦直営で受け入れ、そしてまたそれを直営だけでは今後必ず同じような状況になるという、そういった財政、人的準備、体制の整備等々も含めて、これはやはり町営という枠を飛び越えてできることを町としては検討していかなければならない。その選択肢として地方独立行政法人での運営というところが選択肢として私は取るべきなのかなと思っております。当然その中には、それはあくまでも手段でありまして、目的はこの町の財政、一般会計に対する負担をなるべく低く抑えながら今までと変わらない特別養護老人ホームの運営、介護の体制というものを介護サービスとして町民に提供できる、それをやはり追い求めていかなければならないのかなと思っております。そのためには、淡々と進めれば、同じことをただすればいいという感覚だけであれば、それは確かに今のこのさくらの園でのやり方を簡単に言えばただコピーすればいいかもしれませんが、私は町長としてそれではなかなか難しいのではないのかなと思っております。本当に今特別養護老人ホームの経営に関

しては、これは北海道、森町だけではなくて、もう日本全国で様々な経営の悪化、そしてまた今後の在り方というものは議論されている中であります。確かに議員のおっしゃるとおり多額のお金を使わせていただいて投入するわけでありますから、単純に町営の体制を継続させるだけではなくて、森町にお住まいの方、もっと言えば地域にお住まいの方々がこの森町の介護サービスを受けてみたい、そしてまたそういった素晴らしい町であることをアピールすることによって他地域からの居住者、高齢者の居住の理由等々も私は見いだしていけるのではないのかなというふうに考えています。総合的に考えて、それはやはり町長としては考えていかなければならないことですので、何とぞご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 特別養護老人ホームというのは、社会福祉法人、そして町営、地方自治体がやるか、それとも地方独立行政法人、その3つが運営するしかないのです。その中の、町長は6月の答弁で社会福祉法人というのではないのだと言いましたよね。だから、町営か地方独立行政、どっちかしかないのだと、その2つの選択肢しかないのです。その選択の中で町営を選んだのです。今の話聞いていると、もっと先があるような話を言っているのだけれども、それを語るべきではないですか。どうも見えてこない。今回の予算だけの補正だけ見ていると、ただ無駄にお金を使っているだけにしか見えないわけです。将来的にもっと要するに経営的な観点を入れながらやるということを考えている、どうもそういうふうに考えているみたいなのだけれども、それがどうも見えてこないのです。もっとそれを語るべきだと私は思うのです。違いますか。どうも町営の話だけで、それも多分無駄な予算を使っているだけにしか見えないのです、今回の補正予算というのは。再度その辺も含めて園長よりも町長のほうが、あしたもありますから、まずその次が、あしたがあると思いますけれども、取りあえずその辺をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 非常にやはり議員の皆様に対しても、そしてまた町民に対してもしっかりビジョンというのですか、方向性、将来どうしていくのだということは、議員おっしゃるとおり確かに分かりやすく説明していかなければならない義務があると、それは私も承知しております。社会福祉法人と町営の統合という点に関しては、非常に現在のこの我々の職員、そしてまた相手方の職員、執行部に対してもそうですけれども、決して簡単なことではないのかなって思っています。確かに机上に並べた制度の比較、また人員の量的なそういった比較検討を並べ検証するだけでは目に見えてこない体制とか、組織とか、人間同士のそういったものです。人に使われる、人を使うということも含めて、やはり見えない様々ないろんなものというのが双方に私はあると思っています。本当に軟着陸といいますか、スムーズに令和9年度中にこの統合をまずは完成させなければ、入っている入所者の皆様にとってどうなのかという観点においてそこが非常に危惧される、そういう状況になるのかなと思っています。ですので、まずは入っている入所者の皆様、向こうもこちらも含めてその方々の立場に立ってどうなのか。そして、またそれを持続可能なもの

にするための仕組みとしてどのように検討していかなければならないのかというところで、スタートは直営ですけれども、町営ですけれども、ずっとそのままでいくのではないと。これは同時に我々職員の中、私も含めてですけれども、本来の直営が抱える課題を解決するための手段として様々なことを考え、必ずこれはこういう形でやるということをしつかりと説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○13番（松田兼宗君） それでは、ただいまの議案第9号に反対という立場で討論させていただきます。

先ほどの質疑の中で言いましたとおり、全く無駄になりかねないお金だと思います。それは、町営にするからであります。町営でやる以上は今までやっているとおりにやればいいだけの話です。ただ、今回昨年度の決算で7,700万、今回もこれで補正したら1億超えるわけです。黙って赤字を垂れ流しているだけ。そして、問題は町営にするからには、あくまでも今までやっていたとおりにやれば済む話です。人数が増えるだけ、ベッド数が増えるだけ、ただそれだけですよね。ただ、先ほども言いましたように町長の今の答弁を聞いていても、どうも先を見通した中での発言というのではないわけです。とすれば、やはり今回このたびの900万という補正の額の金額、補正は認められないのだと私は判断せざるを得ない。もっと将来的なさくらの園、森町の特老をどうやって運営していくのかという考えたビジョンを出してもらった上で出すのなら話は変わるかもしれませんが、このたびの今の答弁聞いている限りでは、この今回の補正に関しては反対せざるを得ないのだと私は思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許したいと思いますけれども、討論ありますか。ありませんか。

○6番（野口周治君） 私は、本提案に賛成の立場で討論を行います。

今回の議案のそもそもの前提は何かと。それは、森町の高齢者が、特養に行く人たちがいる場所が必要ではないかという議論だと整理をまずしたいです。つまり今シャリテが成り立ちませんと。このまま放置すると施設を維持できなくなります。そこで、町は助けてほしい。町としては、それを知らないということにはしない、見捨てはしないという立場に立ったと私は理解をしています。今シャリテを継続させるためにできる方法を考えたところ、取りあえずは今の町長の言葉によれば、町営化によって一旦は組織の形態はともかく町が責任を持って維持するのだよという形を取ろうとしている。ただ、その場合に明確には言われていませんけれども、今現在先ほどの反対討論の方も指摘されましたけれども、

大変な財政負担がどこの自治体でも、自治体でやっているところはです。そうでないところは大変な赤字をその法人がしょっている。それをどうするかというのがそれぞれ大きな課題です。町で抱える以上、この課題に向き合わなければならない。これが私は2番目の課題だと。この課題について今回の提案の外ではありますけれども、一旦町がやることにした上でその課題をどう解くかをよく考える必要があるので、そのことについては引き続き検討をしたい。言わば高齢者の居場所をきちんと確保しながら、それを現実に目の前で事態が発生しているものを解きながら次のことも考えたい。そのためのつなぎとしてこの提案を認めてほしい、そこに渡っていくための道をつけることを許してほしいという提案だと私は理解をします。したがって、これをやらなければこの後施設をどうやって維持するのですか、高齢者をどこに持っていくのですかという課題に直結してしまう、選択肢としてはそこにあると思うので、この提案を今回認めるべきだと考えます。賛成をよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 次に、反対討論を許したいと思いますけれども。

○2番（河野文彦君） 私も今回の件には反対の立場で討論させていただきます。

同僚議員の一般質問、全協、そしてこの場、こういった形で運営していくか、独行であったり、直営でやると言ってみたり、まだこれから言ってみたり、今後の方向性というのが正直言って全く決まっていないうのだから今日の答弁を聞いている中で改めて感じるところであります。まずは、直営というようなお話がありました。先ほど説明にもありましたけれども、全国的に見て大変経営が苦しいというところは皆さん、私も理解しているところなのですけれども、であればまずは直営なんて言っている余裕があるのでしょうか、この森町に。であるのであれば、ほかの財政負担の少ない方法、言ってみれば民間しかないのです。民間の経営手腕を取り入れるしかないのです。直営でやったら財政赤字、財政負担がこれ以上に増えるのは皆様もご存じだと思います。現状さくらの園が入居者50名に対して1億円近い赤字、入居者1人当たり200万円です。それは個人負担分もいただいて、介護報酬も町に入ってプラス200万です。民間施設の民間で運営している方々を見ると、そんな状態には至っておりません。建物の支払いもし、金利も払い、従業員も確保して、しっかり利益を出して経営している。そういう施設があるにもかかわらず、やる前から赤字って先ほどの説明の中でももう認めているのです。そんな状態の町直営施設、町直営の施設をこれ以上増やすのは町の財政にとって物すごく重荷になるというふうに思っております。今後どういうふうな形になっていくかまだ分からないところだということもみたいですけれども、では今どうこうしていくか、一旦これで止めて立ち止まって、もう一度じっくり考えて方向性を決めてからとなったって、別に入居者に対してあした、今日出ていけという話にはなりませんから、その辺を十分考慮して今回は判断しなければならないのかな。やはり一步立ち止まる、今まで歩いてきた道を振り返ってみる、そして先を見通す、そういう姿勢を持っていかなければ森町の財政にとっても大変なことになっていくというのは明らかであります。

先ほども言いましたけれども、日本全国でこういう施設の経営悪化しているのは分かっていることではありますけれども、これ以上財政に、町民に負担をかけないためにもいまだ一度立ち止まって答えを導くためにも一旦ここでこの予算反対して、よりよい方向性を皆様で考えていくために反対討論をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成の討論ありますか。

○5番（山田 誠君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

今までいろいろと話題が出ていますけれども、やはりこの森町には介護施設が絶対必要であるという基本的な考え方があるかと思います。先ほど来から話が出ていますように、特別養護老人ホームの総合に関わるその推進の人材、またはコンサルティングの業務委託等々ありますけれども、これはさくらの園及びシャリテさわらの問題についていろいろ詳細に調査すると。または、いろいろ検討して、先ほどから出ていますように赤字が相当である。私も計算すれば約2億は出るだろうと思っていますけれども、これをいかに経済して少なくしていく、町にも財政もあんまり負担かけないというふうな方向性をやっぱりすべきだと。それぞれさくらの園の得意な部分、シャリテさわらの部分で得意な部分もいろいろあると思いますが、そういうものを生かしたやり方をやっていくべきだと。私はそのために推進人材への問題、またはコンサルティングに委託するだろうと、そういうふうには思っております。森町は介護サービスの向上を図って、町民のためのそういう施設をやっぱり堅持していくべきだと、そういうふうには思っております。それでなければ、やっぱりこれから森町に住めないという老人も増えてくれば、なおさら森からの離脱が多くなるというふうに私は思っております。そういうことで、今後の将来的経営の方向性、またはいろんな町営の分析的なものも含めてコンサルなり、その総合なる推進人材がどのような答えを出すかちょっと関心があるところでございますけれども、それらによって統合し、直営の業務に進んでいくというふうなことを期待して賛成討論としたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 次に、反対討論ありますか。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第14、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（木村俊広君） 日程第15、議案第10号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会

計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものです。

第2条、令和7年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款病院事業費用12億5,757万9,000円に3億3,914万5,000円を追加し、15億9,672万4,000円とするものです。

以下、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目3経費22万3,000円の増額は、まず報償費につきまして国保運営委員会分を将来の医師報償費で対応として考えておりましたが、今回改めて補正予算措置としたものでございます。通信運搬費及び項4特別損失、目1その他特別損失、節その他特別損失3億3,892万2,000円の増額は、令和6年12月19日に実施されました厚生労働省北海道厚生局による施設基準等に係る適時調査において返還通知文の郵便料と診療報酬及び自己負担金の返還金の増額補正であります。

資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページからです。質疑ありますか。

○7番（斉藤優香君） 返還の事業費なのですけれども、これを一遍に、3億3,892万円を一括で借りなければならないというところに年間の利息が4,000万ぐらいついてしまうのですよね、これですと。この返還を待ってくれるという事業所もある中で、これを一遍に借りてやっていく、いかなければならない理由をもう少し教えていただきたいなと思います。今は返還金が確定している中で返還の期日を待ってもいいというところがある。そうすれば、まずは返さなければならないところから返していって、その後またということも考えられると思うのです。あと、事業会計からも出すのが難しいとはいえ、そういうことも可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、返還方法であります。少額な保険者から多額な後期高齢と様々であります。まずは、うちの病院の資金繰りを見ながら小さい保険者等に向けて返還及び自己負担の返還を考えております。そのうち資金繰りとか厳しい状況も見込まれると思います。その時点において一般会計からの一時借入金を財源として最終的には今病院事業債を申請しておりますので、確定となるのは多分年度末近くとなりますので、その辺でまず一借りを運用しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） このたび有利な病院事業債というがあるので、3億3,892万円一括で借りるということなのですけれども、それ以外の方法というのは、本当に町としては

この利息を考えると大変な金額になっていると思いますので、考えた結果これだと思いうのですけれども、そのほかに考えられるような何か年度ごとにということにはならないのかというところ、もう一度お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時57分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、各保険者のほうで納期限を待ってくれるという私のほうからの説明があったと思います。まず、待ってくれるというのは、あくまでもうちのほう今現在予算措置されていないので、支払う手法がないので、その予算措置された以降での返還となるという状況をご説明した上で承諾してもらっているというのが状況であります。基本的には資金繰り等を見ながら最終的には病院事業債を活用して返還したいと今現在は考えております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） ちょっとお尋ねしたいのですけれども、この返還金なのですけれども、国保連合会なり、診療報酬なり、いろんな各団体に返還するわけなのですけれども、まず病院のほうで歳出でこれ確定して出しているわけですね。起債を借りてやっていきたいのだという話なのですけれども、ここでなぜ森町の国保会計なり、後期高齢者特別会計、普通会計ベースですよね。受ける側が全く出てこない。幾ら返ってくるか、今回の補正予算で。そういうことをちゃんと国保連合会なりから通知が行っているのだと思うのですが、そういうところはどうなのかというところが1点。

それから、もう一つ、先ほど一般会計から一借りするのだという話だったのですけれども、病院会計に一借りありますよね、5億円。なぜ病院で賄わないのか。一般会計からなぜ一借りをしなければいけないのか。そこをまずお願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、返還の内容でございます。

金額の大きい後期高齢者医療につきましては、各町村ではなくて北海道の後期高齢者医療のほうに一括返還になると確認しております。また、国保分につきましては各町村のほうに返還となる予定であります。後期高齢及び国保の担当者のほうにご確認はしましたが、件数とかが多いので、なかなか返還業務の担当の職員の手元にはまだその正式な内容等が届いていないというのを確認しております。なお、返還につきましては、その内容等が手元に届き次第また納期含め協議させていただくような形になっております。なお、一時借入金につきましては今でも一般会計からお借りしたいという……

○議長（木村俊広君） 暫時休憩。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時02分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） 私のほうからご説明いたします。

まず、一時借入金についてです。私の回答を訂正させていただきます。基本的には一般の金融機関等を含め一時借りを対応していきたいと考えております。いずれにいたしましても、現状の現金等の流れを見ながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） そうしますと、病院のほうで一借りをすることになりますと、ここに利息出てくるはずなのです。ですから、その利息も予算上には、例えばはつきりした金額分からないわけですから、それは名目計上するだとか、そういうふうになれば病院で借りるのだなというふうに分かるのですけれども、なぜそういうふうにならなかったのか、経理上。

それから、この3億3,000万、これ全部起債で借りれるという国に対する申請をしているのでしょうか。いつ許可が下りてくるのか、その辺りも教えていただけますか。

○議長（木村俊広君） ここで昼休みにしたいと思います。1時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

返還方法につきましては先ほどもご説明したとおり、まずは病院内の現金と資金を活用しながら小さな少額の返還対象保険者等を中心に返還してまいりたいと思っております。また、大口の保険者につきましては先ほどもちょっとお話ししたとおり、まだ返還担当者のほうにも届いていないというのもありますし、基本的には病院事業債を活用して返還してまいりたいと思っております。そのような状況の中で、今現時点では何とか一時借入れをしなくても返還対応が可能だと考えております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） すばらしいことだと思う。病院の中だけでやっていくのだと。ただ、今回の予算出したときに病院債を申請して国で許可いただければお借りできるというところなのですけれども、この歳入と歳出、その歳入ですよ。歳入がある程度確定してから予算として出しても、その診療報酬については皆さん大口は待っていただけるような話もあるわけですから、そうやって予算を出していくのがいいのかなと思うのですが、ここで歳出だけ出していかなければ駄目だったのがなぜかというの、それよろしく願ひし

たいと思います。

それからもう一つなのですけれども、これ最後ですので、3回目なので。私3月に一般質問させていただいて、町長は開設者という責任がかなりあるのだと。ですけれども、こういう歳出の予算が出てきた時点である程度町長の姿勢というものが明確化されてくるのかなと思ったら何も今回出てきていないので、その辺りのお話というのもしのであればよろしくお願ひしたいと思います。

○国保病院事務長（千葉正一君） 歳入につきましては、まだ病院事業債申請中でありますので、今後の状況を見ながら不確定要素という点もありましたので、今回は予算計上していないというのが現状であります。ご理解願ひします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

以前答弁の中でお話しさせていただきましたとおり、しかるべき点、タイミングにおいては私の責任の所在といいますか、そういったものをはっきりさせていただきたいと思っております。まずは、この全体というか、起債の借入れ等々も確定して全ての歳入歳出等々がはっきりした時点で改めてお示しできればなと思います。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今回は損失の計上の補正のみという形になっているようです。お聞きしたいのは、今回の特別損失計上するに当たって令和7年度の見込みというのももちろん立てていると思うのです。今現在の見込みでいいです。令和7年度売上げが幾ら、営業損失、今回の特別損失も合わせて最終的に幾らほどの赤字という形で決算を終了する予定か願ひします。

○国保病院事務長（千葉正一君） 申し訳ございません。今手元に資料を持ってきていませんので、後日改めてご回答させていただきます。

○2番（河野文彦君） もし今手元に資料なかったら、ざっくりでもいいです。年商何億ほど、赤字何億ほどくらいの単位でもいいのです。まさか、それすら分からないということないですよ。考えてもないということないですよ。大体想定していると思います。今期の着地点、決算がどういうふうな形になるか、今回の特別損失を上げるに当たって。別にあのとき何億って言っただろうとかってここと言質取るつもりはないですけれども、今どのような着地点を予想しているかを教えてください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時19分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○2番（河野文彦君） 先ほど売上見込みと決算の数字の見込みというところで聞いたのですけれども、最終的に聞きたいのは今の状態だと過去にないほどの赤字幅になるのかな

と思うのですよね、実際の数字が。ただ、例年病院会計の場合は決算上、赤字決算はできないという理由で病院からすると借入れではなくて収入として町の一般会計から繰り出していますよね。ですから、今期もし6億、7億の赤字になったときに一般会計から赤字を消すための繰入れをその規模でやる考えであるのかどうか。はたまた赤字決算のまんま実際の数字で決算するという方法もあるかと思うのですけれども、現在のところどのようなお考えかお願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、特別損失の部分につきましては、現段階では病院事業債を充当するという考えでありますので、その部分は影響がないとは思われます。なお、以降の現時点での決算についていいですか、赤字見込額につきましては正確な数字、私今手元に本当に持っていませんので、後日ご回答させていただきます。なお、赤字につきましては例年どおり黒字になるという状況は厳しいと考えられますので、ある程度赤字額が目安についていいですか、見込んだ段階で総務課当局と協議させていただきたいとは思っております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今総務課長が補足してくれるのではないかとちょっと期待したのですけれども、起債だから損益に影響ないという考えなのですか。大丈夫ですか。BSとPLの関係分かっていますか。起債で入ってくるお金は収入ではないのです。借入れです。それで損益に関係ないってどういう経理知識持っているのですか。ちょっとこれゆゆしき問題です。もし答弁間違えたって今気がついたのであれば、改めて答弁してもらいたいと思います。お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時44分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、大変申し訳ございません。資金の現金に当たる収支の関係だと思います。私の受け取り方が間違っておりました。申し訳ございませんでした。確認したところ、やはり河野議員さんおっしゃるとおり今回の病院事業債につきましては収入とは見られないということなので、この分はそのまま赤字になると思っております。なお、赤字になりましたこの分を含めての全額の負担につきましては、やっぱり全額負担は厳しいと思いますので、一般会計との協議の上、現段階では全額負担は考えておりません。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今の説明は分かりました。

もう一回確認したいのですけれども、では今回の特損の部分が最終的な決算の損益にも

のしかかって赤字幅がどんと大きくなるわけですね。それを打ち消すための一般会計からの繰入れは今の時点で考えているかどうか、ここまだお話ししていただいていないと思うので、そこが1点。

もう時間も回数もちよっと取ってしまったので、申し訳ないですけども、あと最後に先ほどまずは自己資本で一部でも、小さいものからでも返還していくというようなお話がありました。今病院の会計のほうで過去に赤字決算の際に赤字を消すためにその赤字幅プラスアルファ繰入れして内部留保がキャッシュで1億以上あるかと思うのですけれども、それを活用せずに全て今回起債するというふうに至った理由をお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

今回の特別損失の赤字の部分についての補填は考えておりません、現段階は。なお、内部留保っていいですか、の分につきましては現実的には収益等が年々落ちておりますので、その決算上は内部留保という形にはなりますけれども、実際にはその部分については内部留保金については持っていないというのが現状であります。

以上です。

○2番（河野文彦君） いや、ないって思っているではなくて現実にキャッシュがあるわけですね。私もずっと決算の内容を見ていますけれども、例えば1億のキャッシュがあって期中の取引の中でがっとキャッシュ料が下がって今の1億をキープしておかないと期中でキャッシュアウト進み過ぎるとかという現状があるなら分かるのです。でも、1億円以上の金額がずっとあるわけですね。だったら、それ経営でも運転資金でも何にも影響していないでしょう、今のところ。今後は分からないですよ、これから先の話は分からないです。でも、少なくとも今の時点であの1億円の残高ががくっと減っても病院の経営には問題ないわけですね。これが1億を割り切ってずっと数百万円まで下がった、また途中で上がった、こう繰り返しているのだったら運転資金としてキープしておくというのは分かるのですけれども、1億円以上の残高がずっとあるわけです。では、これがなくても影響しないですよ。今後の話はまた別として、少なくとも今までの過去の経過を見ると。それなのになぜそれを今回の返済に活用しないのかというところを聞きたいのです。というのは、今回3億借りて15年返済で4,000万円弱の金利負担が発生するという説明されてきましたよね。この1億円使うということは、金利負担3分の1になるのです。そうしたら、金利が1,000万円以上違うのです。そういったところも含めて何かもっときちんとした理由、ロジックがなければなぜ1億円を今活用しないのかというのはちょっと分からないな

と思ったので、改めてお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

私の説明不足でありました。大変申し訳ございません。あくまでも収益が年々落ちておりますので、そこに充てる運転資金として活用しているのが現状であります。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 別なところでちょっと。報償費のところの運営委員会って9万1,000円なのですが、ようやく運営委員会を開催するのだなというふうに思っていますけれども、これ予定としてはどのような日程で詰めていくのか。そして、これ公募が2人もあるわけで、だからその辺をどういうふうな形で公募するのかも含めて今後の日程についてどういうスケジュールでいるのか、ちょっとその辺をお知らせください。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、委員につきましては各団体の代表者にこれからお願いしようかなとは思っております。なお、委員のうち2名を公募で募集するというのがありますので、これにつきましては9月の広報をはじめとし、町のホームページを活用し、公募をたしか9月25日までに受け付けして、その後委員の認定をしていきたいなと思っております。なお、開催については現段階では年2回の開催を予定しております。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 1か月ほどかかるだろうということで、9月の公募というか、もう9月の広報出ていますから10月ということになりますよね。とすれば10月にずれ込むのではないのというふうに思ったりもするのですが、ただホームページだけの公募でやるのか、そして各団体に出してもらうようお願いするとは言っているけれども、どういう団体を想定しているのですか。当然学識経験者等も含めて、この前議会のほうにも都市計画の引用の話とかって来たりもしていたみたいですけれども、その辺も含めて考えているところあるのでしょうか。

○国保病院事務長（千葉正一君） 団体につきましては、まず町内会連合会の会長とか、あと森医交会の代表者とかを考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） だから、広報って言っているけれども、先ほど言っているのは年2回、それから10月にずれ込むでしょうって言っているでしょう。それに対して、ことからすると急いでも年内の開催になるのではないの。

それと、委員のどういう関係者かという医療関係者とか学識経験者、そして公募による町民という形で書いているわけです。これ規則上です。規則読んでいますよね、当然。それに基づいて運営していくわけですから、当然それにのっとった形で今医交会の会長とか、町内会連合会の会長とかって言っていますけれども、それでは2人でしかないです。8人いるのです。全部で10人以内になっているのですから。これだけ予算計上していながら、日程的なことも含めて人材的なことも全然白紙の状態だというふうにしか思えないのだけれども、その辺いかがなのですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

今事務長のほうで回答した部分につきましては2名ということで話ししてございますけれども、原案作成してございます。ただ、私手元に資料を持ってきていないものですから、今戻って後で資料のほう開示させていただいてよろしいでしょうか。ただし、事務長のほうで全くこれからという話ししてはございますけれども、医交会の会長も国保病院の高塩院長でございます。それで、誰にやったらいいのかということも実際協議していますので、全く動いていないという状況ではございません。

それと、あと9月25日の締切りということで実際公募をかけてございますけれども、下期を目指して今公募をかけてやっているというような状況で動いています。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第11号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第11号 工事請負契約の締結について説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めようとするものです。

1、契約の目的は町営住宅屋根外壁等改修工事（度杭崎団地B棟）です。2、契約の方法は一般競争入札です。3、契約の金額は1億7,270万円です。4、契約の相手方は北海道茅部郡森町字常盤町90番地、工藤建設・丸正佐藤特定建設工事共同企業体、工藤建設株式会社代表取締役、佐藤重人です。

資料ナンバー9を提出してございますので、ご確認願います。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 報告第1号

○議長（木村俊広君） 日程第17、報告第1号 令和6年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第1号 令和6年度財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面を御覧ください。令和6年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表に実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載されておりません。実質公債費比率は8.8%で、基準値以内となっております。また、将来負担比率は将来負担額を充当可能財源が上回っているため算定されておりません。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第18 報告第2号

○議長（木村俊広君） 日程第18、報告第2号 令和6年度森町資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） 報告第2号 令和6年度森町資金不足比率についてご説明いたします。

裏面を御覧願います。この表は、令和6年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別意見をご参照願います。

以上でございます。

○上下水道課長（水元良文君） 続きまして、令和6年度水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続いて、次ページを御覧ください。令和6年度下水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上で報告といたします。

○議長（木村俊広君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎日程第19 諮問第1号

○議長（木村俊広君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております佐藤洋氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、令和2年1月から人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知され、今後についても活発な活動が期待されます佐藤洋氏を引き続き任命する

ことが最も適当であると思われますので、推薦いたしたく議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、同志の経歴等につきましては資料ナンバー10を提出しておりますので、詳細については資料をご参照願います。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんね。
（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。
これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第19、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第20　諮問第2号

○議長（木村俊広君）　日程第20、諮問第2号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

○町長（岡嶋康輔君）　ただいま議題となりました諮問第2号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております長谷川尚子氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、令和2年1月から人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知され、今後についても活発な活動が期待されます長谷川尚子氏を引き続き任命することが最も適当であると思われますので、推薦いたしたく議会の意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、同志の経歴等につきましては資料ナンバー11を提出しておりますので、詳細については資料をご参照願います。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ありませんね。
（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第20、諮問第2号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第21 諮問第3号

○議長（木村俊広君） 日程第21、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております島田宏信氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、令和5年1月から人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知され、今後についても活発な活動が期待されます島田宏信氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、同志の経歴等につきましては資料ナンバー12を提出しておりますので、詳細については資料をご参照願います。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第21、諮問第3号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しまし

た。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回は、9月2日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時08分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年9月1日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和7年第1回森町議会9月会議会議録（第2日目）

令和7年9月2日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時36分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 認定第 1号 令和6年度森町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 令和6年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 令和6年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 5 意見書案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を
求める意見書
- 6 意見書案第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める
意見書
- 7 意見書案第3号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書
- 8 意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 9 議員の派遣について
- 10 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斉藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君
10番 加藤進君	12番 東隆一君
13番 松田兼宗君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 岡嶋康輔君

副町長	長瀬賢一	君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子	君
監査委員	山下英一	君
総務課長	濱野尚史	君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜	君
監査事務局書記長	関孝博	君
防災交通課長	野崎博	君
契約管理課長	山田真	君
企画振興課長	岩井一	君
企画振興課参事	池田恵	君
税務課長	東克	君
保健福祉子育て課長	宮崎弘	君
保健福祉 子育て課参事	萩野友	君
保健福祉 子育て課参事	葛西十	君
住民生活課長	阿部泰	君
環境課長	川口武	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤英	君
農林課参事	佐藤	君
水産課長	川村勝	君
商工労働観光課長	白石秀	君
建設課長	濱野真	君
建設課技術長	伊藤正	君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴田正	君
町民福祉課長	奥山太	君
教育長	毛利繁	君
学校教育課長	坂田明	君
学校教育課参事	藤嶋	君
学校教育課参事	萩森敦	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤智裕	君

体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	木	村	忠	公	君
給食センター長	敦	賀	靖	之	君
国 保 病 院 経 営 企 画 統 括 監 兼 さ くら の 園 ・ 園 長	柏	渕		茂	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
上 下 水 道 課 長	水	元	良	文	君
消 防 長	松	居	順	一	君
消 防 次 長	佐	山	寿	一	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	関		孝	憲	君
議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	長	谷 川	拓	哉	君
庶 務 係	木	村	友	理 香	君
総 務 係	近	江	篤	市	君
総 務 係	山	内	梨	沙	君
財 政 係	三	澤	拓	海	君
行 革 D X 推 進 係	佐	藤		晴	君
人 事 厚 生 係	三	春	こ	の み	君
人 事 厚 生 係	山	崎	友	也	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 認定第 1 号 令和 6 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 令和 6 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席5番、山田誠君、議席6番、野口周治君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。なお、通告外の事項や質問以外の発言に及ぶことのないよう、当局も含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従うよう重ねてお願いいたします。

初めに、町内の除雪対策について、議席3番、高橋邦雄君の質問を行います。

○3番（高橋邦雄君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

町内の除雪対策についてです。近年海洋熱波の影響で降雪量が2倍になる地域もあり、これらの現象は海面水温の上昇によって起こると推測され、この影響によって森町でも降雪量が増加することも予想されます。森町では、これまで高齢世帯や要支援世帯の除雪は親類縁者や地域住民の協働で担ってきましたが、住民の高齢化が進み、いずれ対応が難しくなっていきます。現在除雪の担い手が確保されている地域でも担い手の高齢化と新たな担い手の確保が課題であると考えます。森町における高齢化世帯や独居世帯が増加傾向にある以上は、将来にわたり持続可能な除雪対策に向けた取組として新たな生活道路等の除

雪方法を構築する福祉除雪支援制度の必要性があり、検討しなければならないと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

降雪量の増加と高齢化の進行、除雪の担い手不足は、北海道内はもとより森町においても地域課題として重要なことと認識しております。福祉除雪支援制度の導入状況ですが、渡島管内においても除雪作業に係る費用の一部を助成するなどのサービスを取り入れている町も少なくありません。現在森町では、おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯等に対し、森町介護予防・地域支え合い事業条例及び森町軽度生活援助事業実施規則に基づき、1か月当たり5時間を限度に除雪や軽作業などのサービスを1時間当たり100円の自己負担で提供しております。このサービスは、町がシルバー人材センターへ業務を委託し実施しており、1か月に2時間から3時間程度利用される方が多い状況となっております。これからの持続可能な除雪対策という点では、シルバー人材センターも会員数の伸び悩みと高齢化の進行という現状課題があることは認識しており、今後の持続可能性を高めるための検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

今福祉支援除雪事業は100円でできると。この支援の実績年間何件ぐらいあるのか、まずお聞きします。

そこで、やはり今回の質問の論点としては、近年積雪の影響で、例えば緊急車両が入ることができないと町民の命にも直結されることになります。多くここは懸念される事案なのですが、先般避難指示がありました、町内でも。これは今回夏場の時期なのですが、これが冬期間、積雪がある場合、生活道路に面した住居の方が避難したくても積雪の影響で避難に支障がかなり出ると、こういう案件も想定されます。その部分も踏まえて、今回支援事業を大きくどこまでの範囲でやるかというのをこれからも話し合いになるのですが、これは取りあえず避難に関してはハザードマップを基本に安全に避難行動が行える除雪等を行うことがすごく重要になってくると思います。その部分を踏まえて、今後こういう町民を安全に暮らしていただけるようなまちづくりをするためにはこの冬期間の支援事業を拡大しながら行うことが必要だと思います。まず、その2点質問させていただきます。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、1点目、利用実績というところでございます。ご質問いただきました。令和6年度の実績において197件、稼働時間におきましては549.5時間となっております。

そしてまた、2つ目のご質問、緊急時、避難時の避難路確保の観点からの除雪という点ではどのような対策、そしてまた今後の施策はどうかというご質問と理解させていただきました。当然公共道路というか、町道ですとか私道を除く大きな道路に関してはこれまでも様々な地域からのご要望をいただきまして、優先度の順番を少し変えるですとか、そのような対応をさせていただいてきております。そしてまた、ふだん車が通らないような、それでもかつ町道であるような、そしてなおかつ避難路に指定されているような道路ですとか、町道ではないのですけれども、私道なのですけれども、広く地域の皆様に認知されている私道と言われるような通り道というか、そういった類いの道路に関しましてもこれまでも優先度を高くして除雪対応に当たらせていただいております。状況によっては、やはり雪の降り方、発災のタイミング等によってはなかなか実際除雪が完了していない状況での避難ということもこれは重々想定されると思います。避難路をどう確保するかという観点においては、除雪というところと、これは避難する方々の常日頃自分が使うような避難路に対してたとえ雪が少し積もっていたとしても歩行できるような準備、そういったところも心構えとしてご準備いただく、その2つの観点が大事なかなと思っています。そうはいいいながらも、中には手押し車というのですか、そういった車を使われて、足腰ちょっと不便な方も高齢者でいらっしゃると思います。この間も少しお話を聞きに行ったときに、雪の話はされていなかったのですけれども、砂利道だけであっても手押し車で移動するのは非常に難しいというお話もいただいております。そういった地域の方々の個別の課題もしっかりと認識しているところでございますので、今後の個別避難計画に対する要素、そしてまた常日頃の除雪の対応に関しては2つの観点から両方の担当課においてしっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） では、再々質問します。

今物すごく将来にわたりいろいろこのことを考えていただいているというような答弁いただきましたが、将来にわたり持続可能な除雪に対してやはりこれを推進するために当たっては、例えば町のエリア分けやブロック分け、優先的な部分もあると思うのですが、そこを進めることがまず重要ではないかと。町内には幹線道路等委託をされている業者もあり、それ以外の業者さんでも例えば重機とかを持っている業者さんもいるということで、ここの部分も踏まえて例えば町内会連合会にどういう道路が、どういう方が住んで、どういうことが必要なのかというのをきちっと調査しながら聞き取りを行い、必要性の高いポイントを洗い出しながら政策に取り組むと。福祉除雪支援制度を進めることの意味合いというのは、すごく重要だと思います。これは、本当に高齢者の方も含めて町民の生命、安

全に関わることで僕は認識していますので、その部分に関しまして町長のお考えをもう一度お聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのエリア分けというところでございます。先般私道除雪に関しても本当にいろんなお問合せ等々いただきまして、今当町では私道除雪に関する規定というか、決まり事を定めている状況でございます。しかしながら、基本的には公共での対応というところが基本になりますので、なかなか柔軟に対応できない、そしてまた限られた事業者さんとの契約の中ですとか予算ですとかいろんな課題があります。そういった中で、今高橋議員のほうからお話しいただいた中でご示唆いただいた点として感じておりますのは、やはり民間というか、先ほど町内会連合会というお話もございました。町内会単位で、例えばですけれども、そういった除雪を請け負っていただく部隊というか、部会というか、そういったものをもし編成していただければ、当然そこはボランティアという形ではなくてある一定の報酬のそういった関係性も検討しながら、これはまさに持続可能性というところでは非常に大切なポイントだと思います。やはり町内会の皆様においても高齢化が進んでおって、町内会活動自体なかなか持続可能なものになりづらくなるというお話もいただいております。そういった課題等々もしっかりとお互い話し合いながら、何か一つの案として、今後町内会連合会通じてということになるのかなと思いますけれども、少し町内会のほうに投げかけ等々はさせていただきたいなと思います。確かに本当に細かい道から始まり、生活道、そして町道、そして避難路、国道、本当に多くの皆様のお力添えいただかなければ除雪の対応、特に冬国のこの森町においてはなかなか難しい点も増えてくると思いますので、幅広く検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町内の除雪対策についてを終わります。

以上で議席3番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、職場内でのハラスメント対策について、議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、通告に従いまして職場内でのハラスメント対策について質問させていただきます。

地方公共団体におけるハラスメント対策を強化するため、労働施策総合推進法などを改正し、令和元年6月5日公布、令和2年6月1日施行され、それまでの講ずべき措置10項目に追加的な対応内容が出されました。また、令和6年6月付で地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底についてという助言通知が届いていると思いますが、その記載内容に事業主たる地方公共団体の各任命権者は、職場における各種ハラスメントのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない義務があると書かれています。それでもなくなるハラスメントに対し、総務省では昨年末に実施した地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査を実施し、今年の4月に結果が公表されましたが、

ハラスメントの中でのパワハラにおいては過去3年間でパワハラを受けた経験がある人は町村では14.1%、性別では男性15.1%、女性16.2%、任用別では非管理職の常勤職員で18.1%、再任用職員12.5%、会計年度任用職員で11.8%等という結果が出ております。

森町では、この3年間でハラスメントの有無、状況はどうなのでしょう。パワハラを受けたと感じた人はいなかったのでしょうか。また、ハラスメントに対してどのような対応策がされているのか、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

ハラスメントの防止対策に関しては、議員ご指摘のとおり、労働施策総合推進法の改正に伴い職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務づけられ、併せて男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正によりセクシュアルハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメント、育児、介護休業等に関するハラスメントの防止対策の強化が図られました。これらの法改正に伴い、森町では令和2年7月に森町職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱を制定、令和5年3月に森町職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱及び森町職員の妊娠、出産、育児、又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱を制定しております。制定後は、それぞれの指針も定めた上、職員全体へ周知してきたところであります。

ハラスメントの有無について、令和4年度以降ですとパワーハラスメントの相談が3件あり、現在対応中の案件もありますが、パワハラとして認定されたものはありませんでした。パワハラ以外のハラスメント相談は、現在のところありません。

ハラスメントの防止対策としましては、各種ハラスメントの防止等に関する要綱を制定後、指針と併せて職員へ周知しており、総務課に相談員を配置し、相談体制を整えております。しかしながら、これらの措置を講じてはおりますが、総務省が実施した地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査の結果によると、職員の認知状況は低いことが分かりました。取り組んだという実績より職員が確実に認知していることが重要であることから、今後は改めて周知徹底を行い、上司から部下に対するパワハラだけでなく、同僚、部下から上司など、あらゆる関係性におけるハラスメントに対して研修等も通じながら防止対策の強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 町長も総務省のデータを御覧になったのかなと思いますけれども、ここで再質問させていただきます。

ハラスメント対策による雇用管理上講ずべき措置等について、都道府県、指定都市というのは100%やっているよって言っているのです。市区町村でも100%近く実施されているよって言っているのです。でも、一方で取組を認知している職員の割合は、先ほど町長言いましたよね、認知という部分。職員の割合は低く、市区町村では相談窓口では内容や状況に応じた適切な対応がなされている、もしくは人事委員会、公平委員会への苦情相談が

可能な旨の周知が総務省のアンケートだとどちらも職員の認知が26%です。低いのです。ほかの項目と比べて、先ほど町長がおっしゃったように認知状況が大変低いとされています。この森町でも公平委員会へのハラスメント等の苦情をできる旨の周知を職員にしているのでしょうか。

公平委員会は、地方公務員法第7条により、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための公正、中立な第三者機関として設置されています。そこで、直接訪問してお話を聞いてまいりました。渡島公平委員会では、渡島管内市町、函館市を除く市と町の職員からの苦情の申出や相談に幅広く対応していますと。苦情相談制度は、必ずしも勤務条件に関する措置の要求や不利益処分に関する審査請求に至らないような職員の苦情に対し迅速、適切に対処するために設けられたもので、その目的は職員の勤務条件や職場環境に関する不満などの苦情を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念できるようにし、もって公務能率の維持、向上を図ることにありますと根拠法令等が地方公務員法第8条第2項第3号、渡島公平委員会規則第1号と書かれています。そして、その苦情が相談ができる職員というのは、皆さんもそうですけれども、一般行政職員、消防職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付きの職員を含むとされています。町長は、渡島公平委員会へ苦情できる全職員に対し公平委員会の存在や、またその苦情相談制度の詳しい内容を全職員に周知していますか。これが苦情相談制度の概要です。これ頂いてまいりました。これには、最後のページには苦情相談でファクスができるようなものも添付されております。こういうものをぜひ職員に徹底していただきたい。これが一つの対応策になるというふうに考えておりますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ご質問にありました公平委員会への相談ができる、そういった旨現時点では周知のほうはしていない、そういった状況でございました。引き続きこれらの対応に関しましては、周知の徹底は当然のことですけれども、現在の相談窓口等の強化もしっかりとこれは併せて図っていかねばならないと考えております。ハラスメントという話でございます。本当にいろいろな種類のハラスメントがある中で、職員の立場によっては相談しやすい窓口が必ずしも、今は総務課にございますけれども、総務課の担当員でない場合もあったりもします。そういったことも考えまして、今の相談窓口をもっともっと相談しやすいところにするというのは当然でありますけれども、例えば職員労働組合の協力をちょっと要請するですとか、そしてまた私が直接というところも手段の一つとしてはあるのかなと思っています。この間可能な限り一般の職員、それは役職を問わずコミュニケーションを取れるような、例えばラインの交換ですとか、そういったこともさせてきていただいております。実際私に直接、個別の案件はちょっとお話しはできませんけれども、様々な相談もされた職員もいました。そういったことも担当部局に戻すなど、まだまだ体制を強化する必要があるか私自身もあるのかなと思っています。改めて公平委員会へ相談できる旨、これは詳しくどういった手続を経るのか、窓口はどこなのか等々も含めてこれは

しっかりと周知の体制は図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） ぜひ苦情相談制度、渡島公平委員会を職員の皆さんに周知していただきたい。なぜこういうふうに言うかといいますと、町長も御覧になったと思うのですけれども、総務省のアンケートの調査結果での対応策の一つにこう書かれています。先ほど町長がおっしゃいました。会計年度任用職員を含む全ての職員が団体の取組を認知できるような方法による周知が必要だと。周知に当たっては、取り組んだという実績ではなく職員が確実に認知していることが重要であるというふうに書かれています、総務省の対策の中に。先ほど2番目に言いました、私。アンケートの低い、人事委員会とか公平委員会の苦情相談が可能であるということが職員の権利であるにもかかわらず認知度が26%と低いという、これも問題なのです。だから、これも対応策の一つとしてきちんと認知してもらうようにしていただきたいということで今日お話をしております。

さらに、森町の子供たちの中にはこの森町の役場で働きたいと言っている子供たちがいます。今も勉強を一生懸命やっています。消防の資格を取ろうとしている子供たちもいます。その子供たちのためにも、また現在働いている全職員のためにも義務や責任だけでなく、権利も含めて対応策を必ず遅くとも今年度中には実施していただけると信じていますが、再度町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

改めて職員の認知、公平委員会等々も含めて今の現状の体制、どのように変化していくか、変化してきたかも含め、これは周知度を高めるようにしっかりと今年度中にやらせていただきたいと思います。そしてまた、改めて職員がどういったことに対してプレッシャーを感じているか、これは一般の職員というか、係長以下の職員のみならず課長職も含めて全体にもう一度改めて確認してみる必要があるのかなと。改めて今ご示唆もいただきましたので、こちらのアンケートに関しても全職員一斉にもう一度少し内容を精査しつつではありますけれども、実施させていただきたいと思います。改めてお答えさせていただきますが、今年度中にはしっかりとやらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 職場内でのハラスメント対策についてを終わります。

以上で議席8番、千葉圭一君の質問は終わりました。

次に、自然災害等に対する町の取組について、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

自然災害等に対する町の取組について、この質問は令和4年の3月会議でも質問いたしました。それから3年たちましたが、今回のカムチャッカ半島沖発生の地震における津波警報による避難においての対応、対策、体制は機能したのでしょうか。このたびは森町に災害も起こらず、平日日中で夏休み期間でもあったため、迅速に避難所の開設はできまし

たが、解決すべき問題が散見されたのではないのでしょうか。災害は、今起きるかもしれません。できることから素早く備えていくことが必要です。今回の総括と対応、対策、体制の改善点を、そして森町の避難に対しての取組を今後どのように考えていくのか、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

この間過去に議員からもご指摘のあった避難道路や避難所対応、ハザードマップの周知や住民の防災意識向上に向けた防災訓練や講話、情報伝達方法など防災対策向上に向けて取り組んでまいりましたが、今回の津波避難対応において様々な課題が見えてまいりました。今回の避難対応に対する町の取組について、担当課で得た情報だけではなく避難対応に従事した役場全職員を対象に振り返りを行い、それぞれの対応や今後の改善に向けた情報収集を行っております。また、9月の中旬には今回の津波避難対策についての情報収集を行うため、警察、消防、地方行政機関等を招集し、森町防災会議を開催することとしており、構成機関から見た情報や課題についても整理を図ってまいります。山積する課題を喫緊の課題として受け止め、役場全体での連携強化を図り、今後の防災対策の向上に努めてまいります。あわせて、避難に対しましては町民の皆様にも災害に対する意識を強く持ってもらうことが重要でありますので、今回の避難対応から得た情報を基に避難所における備蓄品の保管状況や避難所生活の現状について町民の皆様にも情報提供を行い、日頃から避難の際に不足する備蓄品の準備について取り組まれるよう啓発、情報発信にこれまで以上に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 毎回災害も時間帯とか、そういうのも変わっていると思いますので、完璧ということはできないと思いますけれども、職員だけではなく町民または町民以外の方も必ず分かりやすい避難というのを心がけていく体制を取っていただきたいなと思います。全職員の情報の共有、そして対策会議ということでこれからどんどん進んでいくのだろうな、それをやはり町民に還元していただきたいなと思います。中でも森町地域防災計画、また避難支援制度、ハザードマップなど、つくっただけで、活用するどころか、今回もいまだにどこに逃げればよかったのか分からなかったという声も多く寄せられました。自分の命は自分で守る意識と行動は必要ですが、やはり共助、公助を効果的に行うことも重要であると考えたため、今後の提案をいたしたいと思います。

対策の提案といたしましては、先日八雲と駒ヶ岳噴火災害における広域避難に関する協定を締結しておりますが、このような協定は必要だと考えますので、考えられるところ全て、多種多様に早急に結んでいただきたい。

先ほど町長もおっしゃいましたけれども、備蓄庫だけに頼らない、備蓄しない備蓄品を増やしていったはどうでしょうか。食料品、日用品などは、協定締結したスーパーマーケットやドラッグストアから調達または備蓄させてもらう。そして、備蓄する避難所を増や

す。避難所には一時をしのぐための飲物やおやつを用意していただき、常に誰でもここにあるという慣れが安心感につながると考えます。

そして、啓発の対策については、避難所は情報共有するためにテレビ、ラジオ、携帯電話の充電ができるようにするなどですぐできると思いますが、最近防災運動会をされた町があります。これはとってもいい取組だなど思っていて、訓練だけれども、楽しく学び、身につく大変よい取組だったと思いますので、ぜひ森町も何らかの形、普通の運動会にバケツリレーを取り入れるとか、そういうのもちょっと楽しいのではないかなと思いますので、森町も子供から高齢者まで楽しく防災について考えて身につく訓練を考えてほしいと思いました。

そして、体制なのですけれども、やはり各避難所には数名の担当職員が必要です。このたび担当職員などがその地域に入って困り事などを聞く機会があればいいなと思いました。住人と職員がその避難所のスペシャリストとなり、どこに何があり、何ができるか、またどのような方が避難するかも把握できれば安心するとは思いますが、全ては無理なので、避難支援制度に登録されている方を地域で把握する。ある避難所には、子供たちが書いた周辺地図がありました。とても分かりやすく、どこにどの家があるかが書かれていました。了承された方だけでもそのような地図に記して、地域ぐるみで安否確認や避難支援などをして確認が取れたら印をしていくなど、そういう簡単な地域での取組というものも必要ではないかなと思いました。

それと、先ほどあんまり今後のことは言われていなかったのですけれども、今後の取組として、今回は災害なき避難ということでありました。避難に対して解決しなければならぬ問題も浮き彫りになったと町長も感じていると思います。まず、尾白内保育所は新しくできる森保育所への統合を提案します。今回は保育士さんはじめ、尾白内保育所の皆さんの迅速かつ冷静な判断の下、無事に避難できましたが、津波浸水想定区域に位置し、車両での避難は線路を渡るか遠回りしなければなりません。今回は遮断機が下りたままという問題も発生しましたが、もし列車が踏切上に停車してしまった場合などを考えると避難が困難になる可能性があるのであれば安全な場所で保育することが必要です。

また、尾白内や砂原では車の渋滞、そもそも車のない方、線路の横断、避難所が遠いなど困難が多くあります。安全に一時的に素早く避難するために津波タワーの建設を提案します。何らかの形でふだん使いできて、避難しやすいタワーを造る必要があると思います。

そして、森町の避難所において弱者というべき小さな子供や高齢者、障がい者に対しての取組の配慮が全くと言っていいほどなされなかったという声が多く寄せられました。個別避難計画を作成する必要も感じました。これから改善されていくとは思いますが、このたびさくらの園移転後に福祉避難所として整備、活用してはいかがでしょうか。在宅で介護されている方や車椅子の方などは、ユニバーサルトイレ、多目的トイレがないという、横になれないなどという不便をとて感じられたそうです。体の不自由な方々も安心して避難ができ、過ごすことができる避難所も必要ではないでしょうか。町長の所見をお

伺います。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。ご質問の意図とちょっとそぐわず結果として答弁漏れになりましたら、ご指摘いただければと思います。

まず、共助、公助の在り方としてご提案いただいたという話で認識させていただきました。今回本当様々な課題が非常に多くありまして、その中で一般的に言われる自助、共助、公助の考え方に関して、これは改めてもう一度再整理というか、再定義をしなければならない、そういった状況にあるのかなと私は思っております。少しこの辺をお話しし始めてしまいますと長くなりますので、まず次のご質問等々に移っていきますけれども、協定の必要に関しましては議員ご指摘のとおりだと思います。先般八雲町と協定を結ばさせていただきました。あれは駒ヶ岳噴火に際する協定でございますけれども、引き続き長万部町とも今計画の締結を予定しているところでございます。本当に必要であれば様々な団体、そしてまた民間企業とも、これまでも数々結んできているものもありますけれども、改めて整理させていただきまして、必要があればというか、そういった体制をつくれるのであれば、これは積極的に締結は検討していくべきだと私も考えております。

そしてまた、備蓄をしない備蓄、流通備蓄のことをおっしゃっているのかなって思います。こちらも本当に有効な備蓄方法の一つとしてこれは提唱されているものだと思っております。しかしながら、今回流通備蓄に関しましては津波避難時店を閉店、閉めていただく。当然我々も食料確保で動きましたけれども、大抵のお店が発災直後は閉めていて、直接我々は購入というところで動きましたけれども、そういったやり取りをできなかったという点もあります。これは、たとえ協定を結んだとしても津波避難指示が出た場合は従業員の避難を最優先としていただく観点からは、津波浸水地域に結構お店があるこの森町においては何らかの形を検討しなければ、流通備蓄に関しては実現は難しいのかなと思っております。しかしながら、要素としては検討していく余地はあるのかなと考えております。

そしてまた、避難所に直接備蓄というところも、これは確かにすごく有効な点であると思います。避難所で受入れ可能な、受入れ可能というか、想定している避難者数と割り返せば最低限の食料、そしてまた飲料は計算で出せますので、これはスペースとも相談、相談というか、スペースの確保等々も課題としてはありますけれども、こちらも検討していくべきことかなと思っております。

そしてまた、防災運動会渡島管内の他町村で行われておりますのは私も承知しているところであります。こちら非常にすばらしい取組だなと思って拝見させていただいております。

した。手段の一つとして防災運動会、その目的としてはやはり町民の防災についての意識醸成というか、そういったものが趣旨としては非常に大切なのかなと思います。こういった運動会改めてイベントとして開催するのも非常に有効だと思いますし、日々の様々な行政の活動、町内会活動、先ほど町内会連合会というお話も出ましたし、高齢者の団体というか、老人会というか、そういったところとの様々な事業の展開の中でその要素を盛り込むというのも、これは非常に効果的なのかなと思っています。

そしてあと、避難所の担当職員、地域の密着度を高めるという意味でのご質問だったのかなと思います。こちらは、まさに私たちもそのとおりだと考えておりまして、その方法論については他の課題解決とのバランスというか、人員配置のバランス等々も考えなければなりませんので、これはかなり詳細に詰めていかなければならないことだと思っております。今の体制でいいますと、やっぱり当日参集可能な人員が集まり、その中からそれぞれ個別の避難所にそのときに判断して、派出するというか、派遣させるという体制を取っておりますので、議員ご指摘の地域の密着度を上げるというところでは、1つそれをまた考えを変えた体制を構築しなければならないと認識しております。

尾白内保育所の森保育所への統合を検討したらという話でございます。これも先般、昔からというか、この森保育所の建設に当たっては様々なご意見をいただいているところでございます。今回様々な、様々なというか、各保育所に通わせている親御さんから、そんなに多くはなかったのですが、やはり子供がどこに避難しているのか、必ずそれを心配なさって、避難所どこなのかって捜されていたという話を聞いております。そういった点も意識しまして、私もちょっと個別にツイッターのほうでどこどこ保育所はここに避難しているという発信もさせていただきましたが、そういった統一性を持って分かりやすいように発信する意味も含めて、これは尾白内保育所、そして森保育所への統合は防災という観点からもこれは検討していきたいと思います。

そして、津波タワーに関しましては、これは今後令和9年度に向けての個別避難計画の改正を進めている中において様々な検討、再調査をしております。この個別避難計画を再策定するに当たりまして、津波ハザードマップの改正も必要になってくるのかなというふうに感じております。その中で改めて当然地震、津波、災害はいつ来るか分からないという点においては、これは時間をかけるべきものではないというのは前提として承知している中で答弁させていただきますけれども、令和9年度の改定に向けまして様々な避難困難地域、そしてまた避難する方々の要支援度の分布等々もこれは今より詳細に出てくると思っています。そういったことを考慮して、最終的に津波避難タワーが必要なのか、必要であればどこに必要なのか、そういったことも整理し、決めたいと思います。そういった情報を詳しく精査し、津波避難タワーの建築の理由とすることに、そういう理由、データを基に津波避難タワーを建築しますと、これもまた国の補助率等々がかさ上げになるというようなこともありますので、時間はかけていられないのですけれども、そこはなるべく詳しく情報の整理、調査はさせていただきたいと考えております。

そして、弱者への対応というところでは今後、これも重ねての答弁になりますけれども、個別避難計画の中で具体的に対応を整理して決めていく、そういう流れになります。しかしながら、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、いつ発生するかということは分かりませんし、もうあしたにでも発生するかもしれません。そういった中においては、できる限り対応可能なすぐできるようなことは事業化するというか、対応を考え、これはすぐにでも実施していきたいと思います。弱者への対応というところでは、自助、共助、公助の在り方、これの再定義という話も最初にさせていただきましたけれども、本当にいろんなことが考えられますので、これは改めて整理させていただきまして議会のほうにもお伝えさせていただければなと思います。

そして最後に、さくらの園を福祉避難所としてという話もいただきました。当然今シャリテさわらのほうに統合という話を示させていただいている中においては、さくらの園の建物をどう利活用するかというのは今後しっかりと検討していかなければならないと思います。どういった活用ができるか、今の建物がどういう状況なのか、そしてこの統合の話も総合的に含めていろんなことを判断させていただきまして決定していきたいと考えております。

ひとまずは以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 再々質問させていただきます。

とても前向きで、取り組んでいかれるという姿勢が感じられましたので、安心しております。というのも、新しい森保育所は先日の話でも定員は150人ということで、現在保育所に通われている森町のお子さんたちは133人ということで何ら問題なく新しい保育所にも統合できるのではないかなと思います。子供たちの安全、そして職員の安全、保護者の安心を考えますとやはり早急にでもそういう話を進めていっていただきたいなと感じました。

津波タワーも使わないかもしれない、でも使うかもしれないという可能性がある場合には、それ以上に有効な手段が見つからないのであればやはり建設が必要でないかなとは思っています。全国、また全道でも津波タワーができています。日常的に使えるところも最近増えてきて、避難だけの目的ではなく売店を入れてみたりとか、遊べる、また町内会とかの会館として一部使えるように開放するなどすれば、そんなに特別なものにはならないのではないかなとも感じます。津波避難対策特別強化地域であります、森町は。なので、先ほど町長もおっしゃったように様々な補助メニューもありますので、それを活用して前向きに取り組んでいただきたいなと思います。

福祉避難も、これはもう少し先の話になるのかもしれないですけども、やはり弱者の人たちが本当に困ったという声が多かったのです。問題の一つに学校に多目的トイレがないとか、あと例えば障がいがないでも大勢の人たちのところが苦手とかという方たちもいて避難をちゅうちょするというお話も聞きました。そういう人たちには、やはりこれから

個別避難計画というのを立ててあげて避難しやすい環境を整えるという、町長先ほども会議を開くっておっしゃっていましたが、それは渡島全体的な観点で森町を考えていただく会議なのかなと思いました。森町を森町の人たちで考える機会もつくっていただきたいと思いますけれども、再度お願いします。

○議長（木村俊広君） 11時10分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

齊藤優香君の再々質問に対する答弁からです。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

何点かご質問いただいた中に関して、先ほど2回目の答弁の中でちょっとお話しした点について少し修正させていただきたいと思います。令和9年度までに個別避難計画を策定していくという話をさせていただきましたが、これは津波避難計画を令和9年度までに策定していくというところでございます。個別避難計画に関しましては、こちら努力義務というところでもありますけれども、先ほども答弁の中でお話しさせていただきました避難困難者に対するこの支援の枠組み、やり方に関しては最優先事項であると私は捉えておりますので、そういった今すぐできることを実施していく、その積み上げが結果として個別避難計画にもつながっていくのかなと思っております。こちらは、努力義務ではありますけれども、しっかりとそういった優先事項を順番にやっていくことと併せまして、しっかりと個別避難計画も併せて策定してくと、そういう流れになります。令和9年度までに策定させていただくのは津波避難計画でございますので、その点改めてご承知おきいただければと思います。

そして、保育所の統合に関して改めてお話しいただきました。こちらは、しっかりと検討させていただきたいと思います。町内全体にお住まいの皆様、そして町内にはさくら幼稚園もありますし、森保育所もありますし、また広域に考えた中での様々な使われている方々のご意見等々もこれは聞かなければならないと思います。何か特定の施設だけに定めて統廃合というところは考えておりませんで、その辺はバランスを取りながら、お話を聞かせていただきながら実施していきたいと考えております。

そしてまた、津波タワーのお話に関してでありますけれども、こちらに関しては逼迫した状況でいち早く道東のほう津波タワーを建設している自治体もございます。最近はこの建設に当たる条件というか、補助のかさ増しですとか、補助がどういった内容だと当たるか、当たらないか等々も含めて大分柔軟になってきている要素はありますけれども、基本的には通常時の利用に関しては通常時の利用しやすいような内容として施設を整備するということに関してはハードルがございます。あくまでも津波避難タワーとして

の活用を前提とした建設に対して様々な事業が使えると、そういう状況でございますので、こちらに関してはいろんなハードルがあると捉えております。こういったところも鑑みながら、今この津波避難計画、令和9年度までの計画の中で検討していくというところでございます。

防災会議に関しましても、町内で町内の様々な団体とのお話合いをする機会、これは当然持ったほうがいいなと私も思っておりますので、こちらも行政側の様々なこれからの方針、そしてまた情報の整理等々が完了してから、改めてこれは実施させていただきたいなと思います。

そして最後に、弱者の対応というところでトイレのお話をされていたと思います。町内の避難所に指定されている学校施設、とある学校施設においても今回トイレの状況についてご意見をいただいております。トイレに関してどこまで整備をするかというのは、改めて現場を確認させていただきながら、これは検討させていただきたいなと思います。今後他の議員の皆さんからそういった同様の内容について一般質問の中身もございますので、その中でも改めてお話しさせていただきますけれども、定められている一定の基準をやっぱり行政も満たしていかなければならないと考えております。トイレだったり、食事だったり、最低限必要なプライバシーの確保等々もある一定の基準として達しなさいと、その基準を満たすように計画を進めなさいという話も出ておりますので、その辺はしっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

弱者という観点からですと、様々なこういうふうにするべきではないか、こういう対応をするべきではないか、こういったことを準備すべきではないのかという話も本当に多くのお話をいただいております。これは、自助、共助、公助の中で非常に大切な要素となると思っています。これはやっぱり首長として、そしてまた一政治家としてこの防災体制をどうあるべきかというのは先ほどもお話しさせていただきました。この自助、共助、公助を再定義しなければならないというところに尽きます。自助は自分で逃げる、共助は隣の人が助けに来る、公助は役場が助けに来る、そういった感覚で自助、共助、公助をご理解されている町民の皆様が本当に多いのかなと思っております。この内容についても基本的には、今後はあくまでもすごく大切なのはやはりこの自助という部分、自分で逃げる、自分で備える、そういったことをどこまで突き詰められるか、そういった自分が逃げる力というものを最大発揮していただくために公助というその仕組みがあるというところを改めて私は定義していきたいと思います。そういった自助と公助の関係性の中で自助の力が増えた段階で初めて共助というものが私は力を増して膨らんでいくのかな、そのように自助と共助と公助の関係図を整理していきたいと考えております。本当にいろんなご要望はいただきました。行政がどこまでできるのか、ここからはできない、では皆さんどうするのか、そういったところも含めて私はしっかりと首長として、そしてまた政治家として町民の皆様にお示し、そしてまた投げかけていきたいと考えています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 自然災害等に対する町の取組についてを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、津波発生時の避難対応について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） 私は1点、津波発生時の避難対応についてということで質問させていただきます。

先般カムチャッカ半島沖地震による津波は、令和7年7月31日21時近くまで津波警報が解除されなかった。地域住民に長時間の緊張をもたらす津波となりました。私もすぐに砂原5丁目の避難目的地であるハマナス台場公園に避難いたしましたが、特に痛感した点が数点ございます。1点目は、森町津波避難計画では避難方法は徒歩の避難を原則としているというふうになっておりますが、ほとんどの方々が自動車で避難している。それで、国道や町道は車が通れないほど混雑し、交通渋滞が発生しておったということが現実でございます。

それから、2点目は、ハマナス台場公園には防災行政無線の屋外拡声器が設置されていないと。そのために彦瀬集落センターに設置された屋外拡声器からの放送しか聞き取れないということで、よく把握できない状況が続いたということでございます。

それから、3点目は、砂原5丁目には水産加工場が多く、外国人の従業員が多いため、避難された方々の言葉が通じないということで非常に避難行動に支障を来したということも現実でございます。

4点目は、町職員が一人も配置されていないと。避難者に対する指揮が全然皆無であるということで、避難された方が何が何だか、どこで何やったのかも全然把握できていないというのが現実でありました。

その他では、避難道路や避難所の新設、前にも質問したことあるのですけれども、やはり避難するための国道、町道は分かるのですけれども、渋滞すると逃げれない。特に彦瀬5丁目については、人口が600人ぐらい、600人か700人おりますので、相当混雑するという原因がございます。それでございまして、場所の新設をどうかなと。それから、ハザードマップの周知徹底がされていないというふう思います。それと、要援護者等の避難の取扱いなどに重点を置いてほしいなど。現実には私第2町内会ですけれども、第3のほうから助けていただきたいという電話がございまして、それで1人一緒に同行して避難したという経緯がございます。

それで、こういうものにきちとした関係で実りある避難訓練を行いまして、町民が避難可能になるよう官民一体として対策が必要不可欠ではなかろうかなと、私はそう思っております。町長には、町民の生命、財産を守る義務がございます。そういうことでございますので、これらについて町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目の避難時における交通渋滞についてですが、津波の避難方法は渋滞が発生し、逃げ遅れる可能性があることから、徒歩での避難を基本としておりますが、避難行動要支援

者等については車で避難も可能としております。今回の避難先についても高台へ避難することを最優先に皆さん判断され、町で想定していない場所へ避難されているケースもありました。今回の対応に関する課題を整理し、2か年で改定作業を進めている津波避難計画において住民の高齢化や避難施設、地域の特性を考慮した車避難のルールづくりや車の滞留場所の確保の検討も併せて進めていき、今後の防災対策向上へつなげてまいりたいと考えております。

2点目の町からの津波避難に関する情報につきましては、防災行政無線やホームページ等で行っておりますが、議員ご指摘にもございます防災無線の聞きづらい地域に対する改善策や情報伝達手段の課題も浮き彫りとなっていることから、改善に向けて検討してまいります。

3点目の外国人従業員の避難についてですが、改めて従業員の方に当町の危険な災害についての理解が必要であることから、町としては事業所への防災講話や防災訓練の実施について協力を行っていきたいと考えております。あわせて、現在警察、関連団体等と連携し、町が主催する避難訓練への外国人従業員の参加に向けて協議を進めているところでございます。

4点目ですが、津波が発生し避難する場合は、対象地域ごとに設定している避難目標地点や避難所、高台へ直ちに避難するようハザードマップで示しております。避難目標地点については、職員の配置計画はありませんが、その部分を含め改めて町民の皆様に対し避難目標地点移動後の必要な対応等についても周知を図ってまいります。

議員お話しのとおり、避難道路や避難所、ハザードマップの周知や情報伝達、避難所の要望にお応えできなかった場面など様々な課題が見えてまいりました。今回の避難対応に関する情報や課題を整理し、積み重ね、今後の防災対策の向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） こういう津波等々については、被害を最小限に食い止めるためには、先ほど町長もお話ししておりましたけれども、自助と共助、これは最低限必要であるというふうに町民にやっぱり周知をするべきだと思っています。避難行動要支援の方々の避難行動をきちっと準備しておくことが必要だろうと、そういうふうに思っております。これは、やっぱり町長、町内会の関係、連合会も通して早めに整備させる必要があるだろうというふうに思っております。聞くところによりますと、森町の町内会の整備の関係は2から3町内会しか行っていないというふうに伺っていますので、ここら辺はやっぱり全然話になっていないので、これは早急に整備させる必要があるというふうに私は思っております。

それから、避難道の確保ですけれども、これはやっぱり国道は当然先ほど町長でいくと障がいだとか高齢者が車で避難するということは分かるのですけれども、一般の方々も全

部来まして、後でスマホも見せますけれども、歩ける状態ではないですよ、全然。これでもし津波が来たら、大変な被害になると思う。たまたま津波が到来しなかったからいいけれども、これ来たら大変な被害になるということをやっぱり町民の方々もきちっと周知すべきだと私は思っております。

町長も知っているように、今日本であちこちで地震が頻繁に起こっているわけで、森町も例外でないわけでございます。昨年津波避難特別強化地域に道内で太平洋沿岸の39市町村が指定されました。それで、各施設等の整備しなければならないと思うのですが、これについては先ほど来も話出ていましたけれども、高額な補助とか起債とかありますので、できるだけ条件が整った場合について着手していただきたいなど、そういうふうに思っております。

それと、地元の町内会等々の意見を早急に聞き取りをしてまとめるべきだと私は思うのです。役場の職員が来てハザードマップ見てどうのこうのといったって話が合わない。なぜかといったら、地形が分からないからです。そうでなくて、地元の長老の方々とよく膝を交えて話しして、どういう対策が一番いいのか、防災計画がいいのか、やっぱりそういうものを検討していくべきだろうと、そういうふうに思っておりますので、そういうことで意見交換を早めに行って整備をしていただきたいなど。やっぱり町民の生命、財産を守ることが大前提でございますので、町長はこれについて早めの実施していただきたいというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

何点かいただいた中で、避難路が歩ける状態でなかったというお話をいただきました。写真もお持ちということですので、私も含め担当課にぜひちょっと共有していただければと思います。

そしてあと、避難行動要支援者の対応について各団体、町内会等のお話、これは共助の仕組みを早く整備したほうがいいのではないかとということだと、そういう趣旨だと捉えております。こちらにつきましては、避難行動要支援者に対しましては今回の一般質問で本当に各議員の皆様からいろんなご質問、ご意見等々をいただくと思っております。その中で量的な対応というところにおいては、やはりこれはかなり精査、整理しなければならないということも大分見えてきております。当然避難時は徒歩で逃げていただく、そのために除雪が必要、また避難路の整備も必要、分かりやすい避難路、そしてまた当然分かりやすい、もっともっと最新のものにアップデートでされたハザードマップ、そのハザードマップをより多くのというか、100%の町民の皆様にも周知をしていかなければならない。それは、行政の責務として当然のことだと思っております。しっかりと進めさせていただく中で、避難路の整備、そしてまた各町内会からのヒアリング等に関しましては、基本的なことはこの数年かけて既に実施させていただきました。そういった基本的なもののベースを基に、また今回の発災における意見を改めて照らし合わせてもう一回聞いてみてはどうかというお話なのかなと思いますので、これは町内会を通じて、効率よくというか、代表

者の皆様から効率よくお聞かせいただく方法を考えながら実施させていただければと思います。

改めてまたお話しさせていただきますけれども、この自助、共助、公助、今山田議員のほうからもお話しいただきましたが、これの定義というものをまた改めて定義し直すということが本当に私は必要なかなと思っています。町内会の対応、共助の部分を誰がどのようにという話に関しても、自助の部分で自助の方々が、自助の対応をしなければならない方々が、この避難行動要支援者の方々も含めどこまでできるのか、どこまでやっていたのかというのをはっきりとさせなければ、これはその辺を曖昧にしてしまいますとやはり必要のないところ、必要のない家に避難行動要支援者を助けなければならないがために行く人間というのも出てきます。その辺の結果どうだったかというところも今回整理しておりますので、そういったところも含めてしっかりと自助、共助、公助の仕組みづくりは早急に整備し、議会の皆様はじめ、町民の皆様にもしっかりとお示ししていくと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 大分前向きなお話をいただきました。今後今までの経緯、経過を踏まえて、やっぱりハザードマップの見直し、これすべきだと思うのです。これ早めにやっていただきたいということと、避難する場合に全然標示がないのです、道路の標示が。これやっぱり作っておくべきだということに思います。

それと、やっぱり避難訓練を年に1回か2回でなくて、常時黙って目をつぶってでも逃げれると、避難できるというふうな体制を取るべきだと。そういうふうにしないと、今回みたく何時間も警報が鳴って、避難所でだとか避難目標地点に滞在していたら大変なことになるわけです。そうでなくて、そういうものについてもきちっと町民が把握できる、いつもそういうふうなものに慣れたというのはおかしいですけども、そういうような訓練を大いにやっていただきたい。そうすると、自然に自助、共助等の精神的なものがついてくるわけですので、その辺をひとつ教育的に指導をお願いしたいのと、そういうふうに思っております。

あと、避難所の対応の場所、目的の場所、避難所は職員が配置する、避難目的地はない、これはやっぱりおかしい話です。特に砂原の5丁目辺りになりますと相当高台にあるわけなので、一応いろいろ話を聞きますと倉庫だとか、今少子化で家も空いているし、使うのだったら貸してもいいよという方が結構おるのです。だから、避難所を改めて建てるといのに金がかかるのであれば、そういう個々の空き家の問題だとか、そういうものを快く貸してくれると、使っていいよって言われているのですから、それはやっぱり町のほうであっせんして使わせてもらうというふうなことを念頭に入れておいて対応も考えるべきではないかなと。いずれにしても、やっぱり官民一体となって避難計画を作成して早急に安全対策のできる避難活動を行っていただきたいと思います。再度お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、避難路の標識に関しては私もちょっと課題感とか懸念を持っておりました。周りのお近くにお住まいの方々は結構認知されていて、この間もとある地区に行って独り暮らしのお母さんとか奥様のところにお話を聞きに行きましたら、やっぱりご存じなのです。ですが、道を真っすぐ行ってそこが避難路かどうかというのはぱっと見は分からないと。それは、多分砂原のほうにも同じくそういう場所はあるのかなと思います。今回車で避難されたという方も大変多い中、そうではなく基本は徒歩なのですよということをお話をするのであれば、そういった分かりやすい避難路誘導看板というか、そういったものをちょっと必要なかなって思っております。こちらは、早急に対応していかなければならないものの一つかなと考えております。

そして、訓練は当然必要であると思っております。議員もご承知のとおり、防災訓練というところ、避難訓練実施しておりますけれども、全体の避難訓練では参加者が少し少ないという状況がずっと続いてきておりました。そういった中において全体で行う避難訓練をどのような形でやるのか、先ほど同僚議員の方からちょっとご提案もいただいた防災運動会みたいなのところも、これはすばらしい要素だなと思いますので、織り交ぜながらより多くの方に参加していただきつつ、発災時のリアリティーを感じていただけるような、そういった避難訓練にしなければならないと思っておりますし、そういった方向性に行くように検討して進めていきたいと考えております。

最後に、避難所、これを使っていない倉庫、家等々を臨機応変に対応すべきではという話もいただきました。一時避難所への中継、目安の避難場所という要素においては雨風もしのげますし、非常に有効なのかなという感じも思う一方、やはり避難所として我々が計画上認知をしておかなければならないという要素に対しては、避難所の張りつけの人員の配置ですとか、そこに対する避難者の数の把握ですとか、様々なことを可能な人的配置の中での関係性においてひもづけて避難所というものは設置しなければならないと捉えております。今後そういった臨機応変にふだん空き家、空いている倉庫等々を活用するには、現状の人的配置とひもづくようなこの状況ではなかなかちょっと難しいのかなというふうに思っています。これが今回のように真っすぐ、真っすぐというか、あんまり大きな災害もなく避難が1日に満たず終わったという状況であれば問題はあまりないのかなと思いますが、これが例えば1週間とか2週間とか、大災害で道が寸断されて本当にそこに孤立してしまうような状況にあっては、どの場所にどういった方々がいるのかというのが避難所の計画として分からないというのは、これはちょっと問題があるのかなと思います。ご自宅にいて道が寸断されてそこに孤立するというのであれば、それはまた別の次元の対策を考えなければなりません、そもそも避難所の設営という意味ではどこに誰がいるのか分からないような状況のまま少しそれを進めるというのはちょっと難しいのかな、そこを検討する上では、いろんなものを総合的に検討しながら進めなければならないと思っている、現状としてはそのように考えております。

いずれにいたしましても、本当にいろんな課題が出る中であつては、我々も体制の再整備も含め、もう180度裏と表ひっくり返すようなことをして、今までの既成概念をひっくり返して対応に当たる、また体制を整えなければならないと思っておりますので、その点はしっかりと進めさせていただきたいと思います。また、情報共有については改めて担当課のほうにいただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 津波発生時の避難対応についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、津波避難指示の住民対応について、森町で生活している外国人について、野良猫などへの対応強化について、複合施設の基本計画検討の追加資料の開示時期について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、津波避難指示での住民対応についてを行います。

○6番（野口周治君） 7月30日、津波警報に伴い、避難指示が出されました。指示後の町の対応について評価とそれに基づく改善の方向を教えてください。3点尋ねます。

1、避難所への移動手段、誘導、支援、避難所生活への支援、外国人の避難など対応は適切であったか。また、地域により対応に大きなばらつきがあったのではないか。

2、避難所の運営について人道支援の国際的な基準とされるスフィア基準を踏まえることが求められているが、その基準に照らして森町の運営要領はどうであるか。

3、学校の体育館に冷房設備を急いで設置するべきではないか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

1点目の避難指示後の避難所への移動手段や生活支援等の対応についてですが、議員お話しのとおり、避難所において対応のばらつきが出ていた部分や外国人避難者への対応、避難者の要望にお応えできなかった場面など、様々な課題が見えてまいりました。今回の避難対応に関する情報や課題を整理するため、避難対応に従事した役場全職員を対象に振り返りを行い、それぞれの対応や今後の改善に向けた情報を収集し、共有を図っております。今回の経験、課題を今後の防災対策の向上につなげていくため、引き続き取り組んでまいります。

2点目の避難所運営に係るスフィア基準についてですが、森町の避難所運営に係る要領につきましてはスフィア基準を網羅されたものとはなっていないのが現状でございます。スフィア基準を基に国では、大きくトイレの確保、管理、食事の質の確保、生活水の確保、生活空間の確保を大きな項目とし、取組指針やガイドラインの改定について通知がなされております。当町においての避難所における備蓄品や環境整備等の状況について、計画を基に準備を進めているところですが、本基準を参考とした避難対応に向けた取組にも配慮が必要であると認識しているところでございます。今回の津波避難対応に係る課題を含め、避難所運営対策の向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

3点目の学校体育館への冷房設備の設置につきましては、学校施設は子供たちの学習、

生活の場であるとともに、災害時には避難所としての機能や役割を果たすため、避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図ることが一層求められております。特に夏季の猛暑環境は、避難生活が長期化した場合熱中症のリスクを高め、健康被害を招くおそれがあるため、快適性の改善や暑さ対策は喫緊の課題と認識しております。学校の体育館の冷房設備の整備につきましては、設備の導入に併せて断熱性の確保も重要でありますので、大規模な改修を予定している学校につきましては改修工事に併せて整備を行い、そのほかの学校につきましても財政状況等を踏まえつつ計画的な整備を検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 同僚議員の質問と重なるところもたくさんあるので、できるだけそこは割愛しながらお尋ねをします。

全体としてこれからいつまでに何をするのか。スケジュール感です。例えば備蓄品の充実についてはかなりのところまで来ています、もともとの計画でいえば。これを達成するのはいつ頃なのかという尺度もありますし、さらに北海道もスフィア基準に基づく取組をもう既に求めています、文書が出たという話ですけれども。それを満たそうとしたら、これからどのくらいの時間がかかるのだろう。この前提となる検討、事実を収集して教訓化して組み立てるという作業そのものが取りあえず一番恐らく大切なのだと思うのですが、それをいつまでにやろうとしているのか。これは、そのアウトプットを見れば町民が一緒に考えることができるだろうと思うから、特にこだわりがあります。いつまでに教訓を整理したものが出せるのだろうかという点です。もう一つ、ちょっと細かいですが、そこに関わって今回逃げなかった方、逃げなかった理由、逃げられなかった理由、この把握も大切だと思うのですが、そういう視点は既に織り込まれているのかどうか。以上がいつまでに何をという方針の問題です。

それから、2つ目、体育館の冷房、これは超各論ではありますが、予算の会議のときにもこれは必要ではないかという議論をさせてもらいましたが、既に国は体育館の冷房を強化する、避難所として使う場合のということで大規模な予算をつけております。要は施工する、あるいは計画をする手が間に合えばどんどんやりなさいというモードに入っているわけで、町のお金という問題もちろんありますけれども、やろうと思えば物が手に入って施工する方がいてくれればできるのではないかと思うのですが、そういう意味ではこれは大いに急いで進めるべき点があるのではないか。これにこだわる理由は、実は学校の、例えば学校だけではないですけれども、空調を強化しますと初めてみたらいろんな問題が後から分かった。そのために計画が遅れている。今それ現在進行形なのですが、そういうこともあるので、ゆっくり考えてからというよりもやるために組み立てる動作がなければまた遅れるのではないかと懸念するからです。学校の体育館の冷房の実現について、もう一度この点は踏まえてお答えをお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時55分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

全体のスケジュール感というところに関しましては、先ほど他の議員の方のご質問の中でも少しお話しさせていただきましたけれども、全体の概要が決まってから実行に移すというよりは、できるところから体制の再整備も含め再構築して動かしていくという方法を取りたいと思います。津波避難計画としては、令和7年度、8年度で内容を整理し、9年度からの実施と、決定という流れにはなりますけれども、何せ本当にこの件に関しましては早急に対応を変化させなければならない点が数々ございますので、その辺は能動的に動かしていきつつ、計画的には9年度というところで捉えていただければと思います。

そしてまた、逃げなかった人の理由というところに関して、これは計画に織り交ぜているのかというお話もいただきました。現在の計画においては、例えば逃げなかった人という要素として何点かあると思います。津波警報、津波避難指示が出て、本当に逃げなく普通に実生活をしていた方、避難指示が解除されていないのにも戻った方、そしてまた避難行動要支援者の方々に関しても今回十数名の方が助けに来ましたというか、避難を促すことを、一緒にいきますよという話をしても、避難はしない、ここに残るということをお話しされた方がいると伺っています。そういう方々、ちょっと言い方はあれですけども、事態を甘く見て逃げなかったという方々に関してどういうことをするべきか、それはこの防災における避難行動の重要性、そしてまた避難されないということが行政の対応能力を一気にそいでしまう一つの要因にも私はなと思っています。そういったバランス感覚をこの計画の中にどう取り入れるのかというのは非常に難しいところではありますけれども、先ほどもお話しさせていただいております自助、共助、公助のバランス、再定義のお話、そこに私は盛り込んで町民の皆様にお示ししていきたいと考えております。計画に関しては、基本前提として避難はしていただかなければならない。それを前提として、避難所ですとか食料の配付、人員の配置等々を逆に計算して算出していく、そういった作業になります。それが前提として、当然崩れることも想定されます。気象状況によっては、今回とは全く違うようなオペレーションを考えなければなりませんし、当然今回の津波避難指示の状況は非常にある意味いい状況下での避難指示の発令であったと思っています。これが真冬の猛吹雪の地震が起きて停電、そういったいろんな要件が重なれば重なるほど状況はどんどん、どんどん悪くなりますし、先ほどの自助、共助、公助の動きも鈍くなると思っております。前提としては、避難しなかった方というのはなるべくそういう状況を起こさないように周知等々を行うのと同時に意識醸成のほうを、これはしっかりと行っていくよりほかないのかなというふうに捉えております。

そしてまた、体育館の冷房に関しましては、現状の問題としては、これは先般いろんなお話の中で情報共有もさせていただいておりますけれども、単純に冷房設備をつけるだけではなくて断熱改修等々も併せて行わなければならない。そしてまた、今小学校の冷房設備の導入に際しても電力が足りなかったとか、本当にいろんな問題が出てきました。そういったところを懸念されておって、それを事前に潰しておけるのであればスムーズに施工までつながるのではないのかなという趣旨だと思います。当然それは、どのような形であれ、教育委員会のほう、また防災交通課のほうでもそういった知見は積み重ねておりますので、そういったこと起きないように計画的に、そういったことも計画の中に含め、これは実施していかなければならないと思います。森中学校の体育館については、令和9年、10年度の実施予定の長寿命化改修工事で整備予定、森小学校の体育館については建設から令和10年度で40年になりますので、実施時期は未定でありますけれども、長寿命化改修工事での整備を予定しています。鷺ノ木小学校は、令和6年度断熱改修済みでございますので、一応令和15年度までにとという区切りはございますけれども、できる限りこれは早急に整備していければいいのかなと考えます。さわら小に関しても、こちらは大規模な改修予定はなく、こちら断熱改修と併せ令和15年度までにというところで捉えております。最後に、砂原中学校、こちらは大規模の改修こちらなし、令和15年度までに断熱改修と併せて整備していく、そういった今枠組みの中で進んでおります。

ひとまず以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 2点お尋ねをします。

職員の方などへのヒアリングを今やられている、そのまとめはいつまでにやられるのかをお答えください。

それから2つ目に、これは質問と言えるかな。非常に大事なところに話が及んで、逃げない選択もあり得る。片方で、認識が、あるいは情報が足りなかったためにそういう判断になった人もいらっしゃる。これをどう詰めていくかが仕事なのだと思うのです。最終的には、私は自分の人生は自分で選ぶという権利が誰にでもあるとは思いますが、その中で最大の成果、効率ではなくて成果だと思うのですが、を出すためにどうするかが計画だと思います。それは、各論ではなくて物の組み方、立て方だと思います。

それから、3つ目、これは質問ではありませんが、回答はもっと簡潔で結構です。例えば学校の改修の最後はここまでにこれだけ全部やりますの一言で分かりますから、そういうことで結構ですので、よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今般の津波避難の対応に関して職員からの聞き取り、本当に全職員からの聞き取りは既に終了している状況でございます。今その情報をまとめまして、先日防災対応に関わる管理職会議を開催させていただきまして、改めて各管理職から概要、その他を抽出して情報収集を重ねたと、そういう状況であります。今この情報を基に、先ほども少しお話しさせ

ていただいておりますけれども、体制の再構築、そしてまた事務的な話ですけれども、自助、共助、公助の仕組みの在り方についてどういったスキームでこれを構築していくかということも含めて、これは今案を重ねているところでございます。そこに外部からの方々を招いて行う防災会議、その中でさらに情報、そしてまた知見をいただきまして、さらによりよいものに重ねていく予定でございます。新たなその方針、体制の再整備も含め案ができましたら、また管理職会議を開催し、そこで今度それを落とし込む作業の中で各管理職、中には係長職の人間にも来てもらったほうがいいのかなと思いますけれども、全体に周知し、再度意見をもらおうと、そういう流れで考えております。情報が足りなかった人という観点も非常に大切で、これはやっぱり周知の仕方をもっともっとこうすべきだということで私は詰めていくべきだなと思っております。しっかりやらせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 津波避難指示での住民対応についてを終わります。

昼食のため 1 時 15 分まで暫時休憩します。

休憩 午後 0 時 0 6 分

再開 午後 1 時 1 5 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

野口周治君の 2 問目の質問、森町で生活している外国人についてを行います。

○6 番（野口周治君） 最近国内で生活している外国人について、国民の生活が苦しいことに関連づけて語る人がいます。例えば外国人は生活保護を受け過ぎている、医療保険を乱用している、外国人のせいで治安が悪くなった、外国人が日本の土地を買い占めているなどですが、このような点について森町での実態はどうですか。

また、森町の認識として日本国内で日本人以上に今挙げたような外国人に関する事実があり、注視、警戒するべきとの認識ですか。

3 つ目です。町は、今後のまちづくりの中で外国人をどのように位置づけていますか。そのときに気をつけるべき点はありますか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、当町の実態についてですが、外国人の方で生活保護を受給されているのは現在 1 名でございます。

次に、医療費についてですが、令和 6 年度の 1 人当たりの医療費を国保加入者全体と外国人被保険者で比べた場合、圧倒的に外国人被保険者の医療費が低い状況であります。また、国民健康保険財政への影響を緩和するため、公費が投入される基準となる 1 件 80 万円以上の医療費については外国人被保険者はゼロ件となっていることから、当町においては、国民健康保険に限りませんが、医療費の乱用の実態はございません。

次に、外国人の方の土地の取得状況についてですが、国土利用法第23条第1項に関する届出、いわゆる法定面積以上の土地の売買の際の届出によると直近3年間で2件の売買実績がございます。

また、治安についてですが、外国人の方が原因で悪くなっているという事実もございません。このことから一部で取り沙汰されている誤った情報による外国人の方々への差別と偏見は、あってはならないことだと認識しております。

以上です。

○6番（野口周治君） 答弁漏れ、いいですか。今後のまちづくりの中でのところは今の含まれていますか。

（何事か言う者あり）

○6番（野口周治君） 分かりました。では、そのとおりに進めます。

○議長（木村俊広君） 再質問。

○6番（野口周治君） 答弁いただいた中身は、私自身の認識とも一致していますし、全国の統計あるいは中央官庁による個別調査、例えばNHKが誤った報道をしたために厚生労働省が改めて調べ直したけれども、やはりそのような事情はなかったという類いのところと一致しております。大変安心をいたしました。

それで、2つ目、第2問目続けてまいりますけれども、今このタイミングでいろいろな間違った情報でいろいろ言う方がいると。そのことで私2つ思い出すことがあるのです。

1つは、もう十二、三年前になりますけれども、突然生活保護世帯たたきが始まった。皆さん覚えてみえるかもしれませんが、芸能人が収入があるのにという類いのことから始まって、世の中で生活保護は何なのだという議論が始まった。その結果、いろんなことが起きて今年の6月に最高裁が判決を出しました。厚生労働省は、データを捏造して生活保護の水準を引き下げていたと。これは、違法だという判決が確定いたしました。このことが意味するのは、生活保護たたきが何を招いたか。この政府をして誤ったデータをつくらせて、生活保護の基準を引き下げるということをやらせることにリンクしていたということです。

それから、もう一つ思い出すのは、昨日が9月1日でした。関東大震災があった日です。あのときにたくさんの外国籍の方が虐殺された、外国人だけではないですが。という事実もありますが、このときに注意すべきは流言飛語、井戸に何か投げ込んだとか暴動がという話があったからという説明もありますが、そうではない。それ以前から外国人に対する蔑視あるいは敵視が系統的に醸成されている中で起きた事件だというのが現在の理解です。埼玉県の本庄市だとか、そういうところではいまだに語り継がれています。

私は、注意すべき点をと第1問目でお尋ねしたのはここにまつわるのです。おかしい事実に基づかない言動、あるいはそれに基づく分断と差別です。これを許しているようなことをすると、町が壊れていくのではないかということを私は大変恐れています。実利の問題として、森の町が今産業が成り立っている中で、外国の方が大変大きく貢献している。

それは、実利としてももちろん大変ありがたいです。ですけれども、その外国の方が、例えば町長をはじめフィリピンに行って話をされたときのことを議員みんなで聞かせてもらいました。そのときにフィリピンの学生さんたちから、私たちが森の町に行って、私たちのメリットは何ですかと。こちらは、来てもらって働いてほしい。でも、向こうから見たらメリットは何ですか、つまり対等の関係で自分たちにとって行く意味があるかどうかを真面目に考えて、それに対する答えをくださいという問いを受けたと聞きました。私非常に当たり前の話だと思うのですけれども、こういうお互いに尊重し合う、お互いを大事にし合う中でこそいろんなことが成り立つ。その中で、さっき申し上げた2つの例のような差別と分断をあおるようなことが起きると壊れてしまう。ひいてはそれがまちづくりを壊してしまうのではないかと。それは絶対にあってはならないと思うのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、事実に基づかないことが、例えばうわさ話のような話ですとか、そういったことで広がりまして差別が発生し、分断が生じる、これは本当にあってはならないことだなと思います。当然海外の方、国内の方という一つの違いというか、現状においてはそういう目に見える違いがある中においてもやはりお互いを理解して、この地域における共生というか、その辺は進めていかなければならないと思います。それは当然海外の方に限らず、様々な立場の違いにおいて物の見方ですとか感じ方、そして発する意見等々も違いが出る、それはしょうがないことだなと思っています。そういった中においてどのように分断を生じさせず、意見の違い、議論は生じて、それはしょうがないと思います。そういった中においてどのように融和を図り、みんなで一緒になってこの地域に住み暮らしていけるかを追い求めるのも私は行政の、追い求めるというか、追い求めるそういう姿をお示しするのも行政であり、政治家の仕事であるのかなと思っています。議員お話しのとおり、そのようなことはあってはならないと私も同じように考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 再々質問です。7月に全国知事会が行われました。終わるときに青森宣言というのが採択をされたと報道されています。私それを読んだのですけれども、前文と提言が7項目ありました。前文の2項目めの冒頭に排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事がということで、今の社会情勢に対する知事会の強い懸念を表明され、そして提言7項目のうちの1番目の中に、民主主義を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を進めていく、つまり政治の部面で、いわゆる民生だけではなくて政治の部面でここを強烈に意識して進めていくぞという宣言をした極めて異例の宣言です。私毎年これ行われるたびに何言ったかって見るのですけれども、こんなにはっきりとこういうことを言ったのは初めて見たと思うのですが、そのことに対する受け止めに3問目としてお伺い

をいたします。私は、例えば世界で戦争があつて国連ができてという中で、貧困と差別、分断が戦争を招いたぞという反省から国連はつくられたと思っていますし、その反省がここにも出ていると思うのですが、いかがだろうかということです。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時27分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

すごく人間の根本、そしてまた人々が生活するですとか、人間が人間であり続けるための根本的な何か考え方というものをお話しされているのかなと思います。誤った情報が広まるというのは、それは避けなければならないと思います。当然それによる差別も起こってはならない、そういうふうに思います。平和主義というか、そういった争い事というか、不毛なそういった消耗的な争い事というのは、やっぱり当然戦争も含めこれは避けていかなければならない、そのように私も一自治体の首長としては考えております。

そういった中で、非常に人によってその考えは異なるという、そういった状態はどこの地域でも、どこのコミュニティでも生じると思います。私は、そういったところにおいてしっかりと自分たちの意見を逆にぶつけ合える、そういったコミュニティとしての在り方も非常に大切なのかなと思います。それを分断してみなしてしまう方も世の中にはいますし、偏り過ぎる考え方が非常に危機的な状況を招いてしまうのかなと思います。では、分断が駄目、議論が駄目、みんなで仲よく何もかも同じ、争い事もなくというところに偏る行き先というのも、またこれは不幸なものがあると思いますし、また意見の対立、分断のみが支配する、そういった世界も当然それはしかりであると思います。

非常に大きな話になってしまっていてなかなかちょっと答弁もしづらいところもあるのですが、基本的にはこの1次産業の町、そしてまた水産加工業における外国人の方々がもう500人以上も来ているこの町において、先般フィリピンのお話も議員のほうからされました。お互いのイーブンの関係としてこの産業を担っていただく外国人の労働者としての立場をしっかりと守るのは、それは日本人に対しても同じでありますし、その中で生まれる擦れ違い等々を多文化共生という言葉にもありますけれども、行政の施策の中で解きほぐしていけるのであれば、それは私は追求すべき行政の仕事であると考えております。その点についても担当課のほうでしっかりと進めさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町で生活している外国人についてを終わります。

次に、野良猫などのへの対応強化についてを行います。

○6番（野口周治君） おとしの12月議会の一般質問で野良猫対策について尋ねました。

町長は、例えば地域猫活動、保護猫活動を推奨し、団体への助成金制度も考えたいという答弁をされたと私は理解をしています。それに応えて町民が団体をつくって、先日7月の末から8月の初めにかけて町内で初めて野良猫を捕獲、不妊化して元の場所に戻す活動を行いました。この活動は、英語の頭文字を取ってTNR活動と呼ばれますが、措置を終えた猫は目印として耳先を小さくV字型にカットするので、さくらねとも呼ばれます。今回の取組は、道内の保護猫団体、鳥崎の町内会、森町役場の支援を受けて専門獣医師を招いて実行されました。町内の数か所で50頭以上の野良猫を捕まえて手術等を行いました。外部の団体が物心両面で支援をしてくれましたが、手術の費用はおおよそ30万円、運用費用が6万円を超えました。これらの費用は、猫に餌を与えている人が負担したほか、この集まった会員あるいは町民の方からの寄附で賄えましたが、今後餌を与えている人が費用を負担してくれているとは限らない、そう理解をしています。町民の団体がこれだけの金銭的負担を背負いながら活動することは困難です。活動している町民の団体は、森さくらねこといいますが、活動は大変だけれども、続けようとしてくれています。外部団体も支援を継続してくれるそうです。

このように、町民は活動をする団体と活動の実績はつくりました。以前から個人的にTNR活動、猫を捕まえてというのをやってきた人もいますが、現実には猫が増えるのには到底それでは追いつきません。団体が活動を続けられるかどうかは、はっきり言えば町の支援、財政支援にかかっています。町の対応方針をお答えください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

野良猫対策としてTNR活動を行うことにより、野良猫に関する近隣トラブルを解消する上で有効であり、また時間はかかるものの継続的に取り組むことで飼い主のいない猫の数を減らすことができる活動であると認識しています。7月下旬から8月上旬にかけて町民でつくる団体が町内において大規模にTNR活動を行ったことは、森町の野良猫対策として先進的な取組だったと感じておりますし、その活動に伴い金銭的負担が発生したことも報告を受けております。野良猫対策などに取り組む団体等への助成金制度等については、来年度に向けて具体的な内容について協議を重ね、前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 理解は重なっていると感じたのですが、確認する意味でもう少しお尋ねをします。

捨て猫という事象があります。まとめて5頭、6頭、7頭、もっとたくさんの猫が捨てられる、遺棄されるというのですか、捨てられている、あるいは流されている。これが同じ場所に、猫の繁殖期って大体決まっていますから、この時期になったら出るのではないかと思って見ているとまた会ったと、模様も同じだと。だから、これ同じところで増えている猫をこうやって遺棄しているのだなという事態があります。本来猫を捨てるのは犯罪

です。罰金あるいは懲役もつくようなことですが、それで警察も保健所も関心は持っていますが、現実にはまだ続いていると。この問題は、いわゆる飼い主のいない猫だけではないのではないか。つまり猫が増えるのは、飼い猫でも外に行き来している猫は同じようにそこに、どうですかね、寄与しているということが言えるのではないかと感じます。したがって、この制度を検討していただけるとすれば飼い猫も対象にしなければ実際の効果は出にくいということが言える。また、TNRやろうとしたときに猫を捕まえてという動作まで含めて考えると飼い猫のほうがより容易であったりもする、そういう面もあります。これが認識としてお尋ねしたいことの1つ目。

それから、2つ目ですけれども、先ほどの答弁の中に色濃く出ていましたし、さきの私の尋ねた外国人の問題でも出てきた。分断はよくない。そうなのです。私も猫の問題は、猫がかわいそうという問題だという人もいますが、これは猫の問題を通して、例えば庭でおしっこをする、ふんをする、あるいは猫を人の家に捨てていく人がいる、持ってきて置いていく人がいるといった問題に遭遇している例がたくさんあります。私もそういう相談も受けます。それと、片方で猫に餌をやっている人とがいがみ合うようなことが起きる。果ては罵り合っていたという話が耳に入ってくる。こういうことはよくない。なくさなければいけない。そういう点からも、猫のためだけではなくて人のためにこの課題は取り組むべきだろうと。これは、先ほどの前問での答弁にもあった、今の答弁の中に出てきたと思いますけれども、人と人の関係の問題としてこれを正常に持っていく、よりいい姿にする。もちろんこれも先ほどの答弁に重なりますが、いろんな意見の方いいいです。それは、自分はこう思う、私はこう思う、違う意見がいろいろある中で世の中は回るし、それでこそ前に進みますから、ではあるが、分断問題、人の問題だという認識がどうかというのが2つ目。この2つについてお答えください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、様々な問題が重なっているのかなと思っています。そもそもペットを飼うという行為に対して責任をどう感じているのか、その責任とはどこまでなすことが責任なのか、そういった考えをしっかりと動物を飼っている方々には守っていただきたい。それは当然のことです。飼い猫に対する対応というか、条件の中に入れるのかということに関しても、こちらは議員おっしゃるとおり猫を外に放し飼いというか、外に遊ばせに行くとか、そういうふうに飼われている方も結構な方々がいらっしゃるというのは私も聞いております。当然そういった状況を踏まえれば、飼い猫に対する対応というか、それもこの制度の中に織り込むべきなのかなというところは考えておりますので、その辺も含め検討材料に含めたいと考えます。

そしてまた、確かに人の問題というか、それはこの制度を設計するに当たっても近隣トラブルは本当に多く聞きます。私もいろんなお話を聞かせていただく中で、私自身は別に猫に対してどうのこうのというのはないのですけれども、やはり中には特定の動物を好まないというか、動物によってはアレルギーを持っていたりする方もいらっしゃいますので、

一方的な価値観というか、意見というのを一方的にどなたかに押しつけるということも、そこは配慮しなければならないと思います。そういったところも含めて、行政からの発信と併せてこの制度の設計というものはセットにして進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） 野良猫などへの対応強化についてを終わります。

次に、複合施設の基本計画検討の追加資料の開示時期についてを行います。

○6番（野口周治君） 複合施設建設の基本計画を検討するための追加資料について、6月会議の一般質問で町長は次のような趣旨で答えてくれました。立地ケースの比較資料は作成中である。予算規模と機能の対応などは、規模の圧縮に向けて検討中である。資料は、適切なタイミングで開示する。財政シミュレーションは、建物自体についてと町の財政全体とについて2つの観点があり、できる限りセットで示したいということだったと理解をしています。それらの資料ですが、いつできますか。町民は、資料を見て考える時間が必要です。早く開示すべきではないでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

複合施設整備の検討資料の作成状況につきましては、第1候補地での建設と現在地で建て替えをした場合の比較ができるよう、土地の取得費用、アクセス道路の拡幅費用、周辺インフラ整備費用、敷地内造成費用などの比較検討を現在進めております。また、財政シミュレーションに係る資料の作成も並行して進めており、近日中の完成を見込んでいますので、9月中には議会議員の皆様にお示しできる見通しとなっております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 2つお尋ねします。

1つは、町民とのコミュニケーションです。議会に9月中には示してもらえる、これは新しい情報として受け止めました。町民は、議員もいいのですけれども、町民として見たい、知りたい、あるいはそれを見て考えて意見も言いたいということがあろうと思いますが、その辺りの町民全般とのもっと言い方を変えれば希望する人とのコミュニケーション、あるいは今ある制度、例えば町内会だとか、いろいろなものがありますけれども、そういう系統もあるでしょう。ですが、要は町民とのコミュニケーションをどういうふうに進めようとされているのか。

それから、2つ目、まだ作成途上なので、今語るのには早いかもしれませんが、先日の国保病院の診療報酬を返還するという問題が発生して、そのための資金が病院で3億4,000万円ほど必要になると。この資金を返すのがいい、悪いとか、責任がとくという議論ももちろんあるのですが、そうではなくてこの大きなお金をどうやって調達するかということ

が全員協議会の中で主に議論をされてきて、議会でもやりましたけれども、その中に町のお金あるのだから、それを貸してはどうかという質問に対して、今現在財政調整基金が10億円台半ばありますよね。これはあるのだけれども、ここで3億円何がしを融通するとその後の、財調ってもともと出し入れするバッファーのようなものでもありますから、大きなことが起きたときというのものもあるし、経常的にバッファーとして使う、言わばお財布ですよという役割もあって、その機能からすると非常に苦しくなるので、それは取りたくないという説明だったと理解をします。ということは、町は本当にお金はなかなか厳しいところに来ているのだよねと。それでもこれ本当に大きなお金を使って、もちろん外部資金あるいは地方債で調達するという方法があるというような前提ですが、こういうことができそうなのかなというのを町民は大変心配をしていると。その点についてどうかと。今可能であればお答えください。今はまだ途上であるということだったら、それを変な憶測呼ぶ言い方はされても困るので、まだですということでも結構です。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町民とのコミュニケーションということでご質問いただきました。この間町民とのコミュニケーション、町民との意見の交換というその手法については、手法というか、手段については様々なものをこちらのほうで準備させていただきましたし、実施してきている状況でございます。その一つとして、正式な制度ではないのですが、お気軽町長室というもので私と副町長と、時には担当課を引き連れて、町内会だけにかかわらず、町内会の例えば婦人部ですとか、そういった細かな団体への対応等もしてきております。その中において、こういうことを聞きたいというふうにおっしゃっていただければ、様々な資料等も準備してお話はさせてきていただいております。そしてまた、複合施設の建設についてはこの事業の詳細を担当課のほうでも町内会ですとか、様々な団体に出向いて説明をするという形も取らせていただいております。これも今後も引き続きこちらは機能させて、ご要望いただければ実施したいなと考えております。そのほかといたしましては、協議会というか、町内の代表の方来ていただいて、その方々に現状ですとか進捗ですとか意見をお聞きするという会議体も設けております。その中でもご指摘いただいた町民とのコミュニケーションというのは、ある一定度取れるのかなと考えております。様々なものを組み合わせながら、より幅広く多くの方と直接的なコミュニケーションを図ればいいなと思っております。

財政を鑑みて、本当にこの事業実施できるのかという単刀直入なご質問をいただきました。財政は、今に至ったことではありませんけれども、本当に厳しいと。それは、どこの自治体も同じであるのかなと思います。そういった中においても、公共施設においては公民館、そして役場庁舎、役場庁舎はどちらかというと最後のほうに追いやられがちなのですが、これも昔とは考えが変わり、やはり行政の職務を遂行する上では場所としては非常に大切なところでありまして、現に耐震性のない建物の中で職員が働いている、ここも含めてですけれども。そういった状況は、何かしらの手段を講じて改善していかなけ

ればならない。新しいものを建てる、建てないという以前にそういった現状を改善していかなければならないという責務がございます。その点に関しては、まずはそこをしっかりと進めなければならぬというものを前提とし、その手段として何がいいのか、財政と見比べてどういったことができるのかというのも計画をつくり、そしてまたその計画をお示ししていろんな意見をいただくというプロセスを挟んでいければなと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） 複合施設の基本計画検討の追加資料の開示時期についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

次に、夏の暑さ対策について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

夏の暑さ対策についてです。近年の北海道は、記録的な猛暑が続いており、各地で観測史上最高という言葉を目にすることが珍しくありません。今年の夏も道内各地で高温が観測され、7月には40度に達するのではと発表された熱中症警戒アラートには驚きを感じました。暑さの原因としては、地球温暖化やエルニーニョ現象、偏西風の影響やフェーン現象など諸説ありますが、今後も暑い夏は継続していくと予想されています。幸い森町では、猛暑日を記録するまでには至っておりませんが、30度以上の真夏日が確実に増えており、道央圏よりも冷涼と言われる道南圏でも体にこたえと感ずることが多くなっています。そのような中、公共施設では学校施設や保育所、病院や緊急時避難所となる町内会館などには冷房施設の整備が進められており、施設を利用する方の熱中症予防と従事する職員の業務の効率化が図られています。また、クーリングシェルターを設置するなど猛暑対策は進んでおりますが、対策が後手になっているのではと思われるところもあります。建設商品券を活用した個人住宅へ冷房設備設置をされた方は多くおられ、大変好評であったことも記憶に新しいところですが、決してぜいたくな設備ではなく、健康を維持するためには必要であると言っても過言ではない中、より一層の施策が町民、職員ともに求められているので質問します。

1つ目、個人住宅向け冷房設備設置支援を手厚くする必要があると思うが、いかがか。

2つ目、今後の公共施設への冷房設備整備計画はどのようなになっているか。

3つ目、令和7年6月より労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が義務化されたが、どのような対策を講じたか。

以上、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目の個人住宅向け冷房設備、いわゆるエアコンの設置に対する支援につきましては現時点で当町独自の施策としては行っておりません。しかしながら、地球沸騰化が叫ばれ

る昨今、森町でも真夏日を観測する日数が年々増加傾向にあり、熱中症などの健康被害が非常に懸念されるところでもあります。民間の気象情報会社が今年の7月に行った調査によりますと、北海道のエアコン普及率は6割弱とのことでありますが、それよりも当町の普及率を低く見積もって仮に5割とした場合、令和7年7月末現在で未設置は約3,700世帯に上ります。エアコンの本体と設置費用を20万円とした場合、仮に町が半分の10万円を支援するとなれば、未設置の全世帯が全て設置すると多額の財源が必要となり、財政基盤が脆弱な当町としては単費による支援は困難であると言わざるを得ません。このため、国や北海道が実施しております脱炭素を推進するための施策のうち、住宅等の省エネ改修を目的とした補助金制度の中でエアコンの設置も対象メニューに含まれているものもありますので、これらを活用している自治体の先行事例などを参考にしながら、支援の在り方や可能性について検討してまいります。

2点目の公共施設への冷房設備整備につきましては、令和5年度に各公共施設の冷房設備設置について検討を行い、令和6年度に児童や高齢者が日常的に利用する施設や病院などの緊急性の高い施設、役場及び砂原支所の待合スペース、町民の皆さんの利用頻度の高い両公民館、クーリングシェルターとしての活用を見据えた森町交流支援センターに冷房設備を設置しております。各小中学校につきましては、大規模改修を伴うことから、令和5年度から令和6年度にかけて調査設計業務を実施し、令和8年度の完成を目標として現在冷房設備設置工事を進めております。また、災害時の避難者の生活環境を改善するため、指定避難所に指定されている各地区会館にも今年度冷房設備設置工事を実施しております。今後につきましても優先順位を見極めながら、各公共施設への冷房設備の設置について検討してまいりたいと考えております。

3点目ですが、昨年度には執務スペースへの扇風機の設置を行い、令和7年6月からはナチュラルビズスタイルを取り入れ、暑さをしのぎやすい服装での勤務を可能とし、体感温度を下げる取組を実施しておりますが、執務スペースの温度自体を下げる対策には至っておらず、抜本的な対策になっていないのが現状となっております。今後につきましては、執務スペースへの冷房設備の設置についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 私この暑さ対策の関連の質問というのは、実は今回で3回目です。1回目は令和元年の9月の一般質問でさせていただいて、その年も大変暑い夏だったのです。5月に北海道内で39.5度を記録したという年だったのです。その年にやっぱり暑さ対策ということで質問させていただいて、2回目は令和5年の9月にこれ緊急質問させていただいたのです。そのときは、過半数の同僚から賛同いただいて緊急質問ができましたけれども、あの年はちょうど向かいの伊達市で小学2年生の方が熱中症の疑いで亡くなったということがあって緊急質問という形をさせていただいた経緯があります。その後町内で、先ほど町長からも答弁の中でありましたけれども、学校や病院、そういう避難所

となる会館などへのエアコンの設置は進んでいると。私も実際に会館なんかでもエアコンがついたなというのを確認して大変感謝しているところで、利用している方も大変感謝しています。

それでまた、個人の住宅向けのエアコンのところも建設商品券、エアコン向けっていいですか、エアコンにぜひというような形の建設商品券も、これもちょうど令和5年の質問の後で大変感謝しているところで、実際にそれを活用して設置された方からも大変助かったというような声がたくさんあるのは事実で、私の耳にも入っております。本当に今になってあのとき申し込んで券を活用してエアコン設置すればよかったなんて声がいまだに聞こえてくるぐらいですので、それで再質問ということで、今回私この質問をさせていただいた中でぜひ町長にお聞きしたいという点が実は2点ありまして、まず1つ目です。先ほど個人用の住宅に関しては多額の費用がかかると。やはりまだまだ普及率は低い。これが全戸となれば相当な数になると思いますので、やはり財政の負担というのかなり大きなものになるというのは重々承知なのですけれども、例えば個人住宅にエアコンの設置の補助といいますか、手助けとして、今太陽光パネルの補助金出していますよね。ですから、例えば今年度は上限何件、それは多分申込み多数で抽せんになってしまうのかとは思いますが、そこは財政状況を見ながら、申込み来たもの全部受け付けてしまうといいますとさすがに大変ですので、そこは例えば抽せんにするですとか上限を設けて通年の事業としてはいかがかというところをもしよろしかったら、町長のお話を聞かせていただきたいなと思います。

もう一点が公共施設の未設置の部分の解消をより一層進めていく必要があるのではないのかというところです。特に会館で避難所になっていないのですけれども、町内会の方がよく利用されている会館も実際にあるのです。ですから、そういうところもこういう設置というのは今後も進めていく必要があるのではと思うところと、先ほど同僚議員の中で複合施設のお話も出ていましたけれども、現状の今の施設ありますね、この役場庁舎。これ複合施設がどういう方向性に行くか分からないのですけれども、現状のまままだ5年、6年、もしかしたらもっと長く使用しなければならない状況が続くと私は思っているのです。そういった中で、この庁舎内、今年の夏、私も実際に温度計を見て確認していますけれども、35度を超えている箇所がたくさんあるのです。35度っていいますと、私たち北海道人にしてはかなりつらい暑さです。そういった気温になってしまっている場所が実際にこの庁舎内にあるものですから、もう扇風機回しても風通しても、一部ついているエアコンを作動させてドアを開けても、それでも35度以上です、庁舎内。町長も分かっていると思います。こういう状況を私逆に町長はやっぱり職員に対しての雇用主ですから、放置するべきではないというふうに思っているところがあります。やっぱり北海道の方は、エアコンはぜいたく品ではないのかというような、何か昭和の時代もあるのですけれども、もうそんな時代ではないのかなというふうに思うのです。もうやはり35度で湿度が物すごく高い中で仕事しろという、そんな日本人特有の精神論でカバーできるようなものではないレベ

ルになっているというふうに私は思います。そういった中で、まだ複合施設は当分先だろうという前提にはなるのですけれども、ぜひこの庁舎内の職員の執務室の職場の快適さを求めるためにもエアコンの設置が必要なのではないかとこのところを再質問したいと思います。2点ありましたので、よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時06分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、職員の労働環境という観点からのエアコンの設置というお話をいただきました。現在来年度の予算編成に向け、各それぞれの執務スペース、それも結果としてどのくらいの金額になるのか、テーブルの上に上げて優先順位をつけながら、単年度でどこまでできるかというのは、これは整理はしなければならないと思うのですが、順次予算をつけ、設置に向けて現在進めていく予定で考えております。

あと、一般住宅に対するエアコン設置の補助のやり方として、単年度で上限を決め、多額の財政支出にならないように制度を設計して実施していくのはどうなのかというご意見もいただきました。根本的にいろいろ一般個人住宅に冷房を設置するということ、それに対して補助を出すということに対する公共の資質というところをある程度整理はしなければならないと思うのですが、多額の財政支出が伴わない、そういった施策を考えられるのであれば、これはちょっと検討する価値もあるのかなと考えます。いずれにしましても、今までもこの商品券という枠組みの中で、最大今までは5割の補助というところも実現しているという状況であります。基本的には建設商品券という、これは砂原商工会、森商工会議所さんのご協力を得なければできない事業ではあるのですけれども、この事業スキームを活用して今後も機会を見て再開、再度行ってみるのも一つの手かなとも考えております。いずれにいたしましても、どのような手法がよいのかちょっと確認させていただきながら、検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） やはり何をするにも財政負担というのは必ず発生すると思います。ただ、私やっぱりこれだけ暑い夏が続いて、今後も続くであろうと予想されている中で、本当に体調を崩す方が増えるのではないかとこのところを物すごく心配しているのです。私の母親が戦前生まれで、もうエアコンなんてそんなぜいたくなものは要らないよってずっとしゃべっていたのですけれども、今年の夏とうとう設置しました。本当にこれ以上家の中にいたら具合悪くなってしまうというようなことで設置とうとうしたのであるけれども、そ

れぐらい本当に繰り返しになるのですけれども、ぜいたくなものではないです、決して。個人の住宅に対してもそうですし、職員に対しても。たまたま私いろいろ見ていたら、防衛省のリーフがあって、生活勤務環境の改善というところをPRしているリーフがあったのですけれども、ちょっと紹介したいのですけれども、Q&Aでクエスチョンとして、エアコンがない部屋があると聞きました。隊員の健康が心配ですというクエスチョンに対してアンサーは、エアコンや空調設備はその老朽化や不具合が隊員の健康にも直接影響するため、早急に解消できるよう対応しておりますというような、よく自衛隊なんて、例えばエアコンなんてみたいな話よくあったと思うのですけれども、自衛隊でももう対策進めているのです。それなのに、森町の職員軍隊ではないですから、だからそんな雇用主として我慢させることないと思います。先ほど温度を下げるまでには至っていなかったというようなお話ありましたけれども、35度ですよ。もう書類がぺたぺた、ぺたぺたくっついて仕事進まないです。なので、職場環境の改善というところでも町長にぜひ進めてほしいのです。結構町民の方にも、僕この暑い夏が続いて、学校だとかのエアコンの話になって、役場には必要ないよなんていう方もいるのです、正直言って。でも、そこ話になったときには必ず言うのです。体使う方は、やっぱり体温上がるというの分かるのですけれども、事務職の人だって難しいこと考えていると、頭でブドウ糖消費すると体温がぎゅうっと上がるのです。町長、分かりますよね。難しい難題ぐっと押しつけられると体温がぐっと上がっていくのが分かりますよね。だから、事務職の方はエアコンなんて要らないだろうなんて、そんなことはないですから。なので、その辺は本当に繰り返しになるのですけれども、もうちょっと町長、前向きに考えてほしいです。という話を僕ほかの方にとすると、河野、おまえなんてでぶだから暑いのだろうなんてよく言われるのですけれども、痩せている人も暑いですから。何年か前に職員の方で何か暑くて具合悪くて倒れた方いましたよね、最終的な診断は熱中症だったかまでは聞いていないのですけれども。そういったところでぜひ進めてほしいです、庁舎内のエアコン設置。町長室と議員控室は最後でいいです。そこは最後でいいですから、まず職務室、職員の方の健康を守るために進めてほしい、そこをまず再々質問1点。

それとあと、最初の質問の中で、今熱中症対策が雇用主の義務化されて罰則もあるので。それで、庁舎内にはぜひ進めてほしいというお話をずっと続けて、今もう一度お話を聞きたいというところなのですけれども、外で作業されている方ももちろん雇用主として責任があるわけです。そんな中で、例えばどうなのでしょう。僕町として、職員に支給しているかどうかまでちょっと調べ切れなかったのですけれども、今送風ベストとかってありますよね、ここにファンがついていて空気を循環させるベストとか。あれ買うと1万円以上するものだから、結構高価なものなのです。うちの職員なんかも買って着せているのですけれども、大変いいという話聞いているので、もし外で例えば暑い日に草刈りされたり、蜂の巣取ったりしている、大変な仕事している方もたくさんいると思うのですけれども、そういう人に例えばそういうベストだとか、あと冷たい何か体温を下げるようなグッ

ズ的なものの支給というのも大事なかなというふうに思うのですけれども、そういったところをどれくらい進めているか。もし進めていないのであれば、必要だと思いますので、準備してぜひやってほしいというところ、この2点で再々質問したいと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

雇用主として職員の職場環境の改善としては、私町長になってからもう5年たちますけれども、やはりずっと暑い夏が続いて、当時は扇風機もない中でみんなうちわをあおいで本当に汗かきながら、水分補給しながら、事務職をやる環境ってなかなか言いづらいというのは正直私も思っていたところです。先ほど答弁でも少しお話しさせていただきましたが、来年度の予算編成においては各課、当然全ての庁舎、執務室においてどのぐらい費用がかかるのか等々も併せて今情報収集しているところであります。どの範囲まで一気にできるかは、今の時点ではなかなか明言はできないのですけれども、可能な限りやはり事務職を行っている、常に滞在する執務室があるところはちょっと優先に考えたほうがいいのではないのかなと考えます。

そしてまた、外作業の職員に対する対応、今すごく外気を取り入れるフードというか、そういうものもたくさんあります。それも現状としては、一度担当課、特に建設課だったと思うのですけれども、ヒアリングをさせていただいた段階では、彼らが言うには現状では必要ないと、車に入って涼みながら水分補給しているのだということは言うておりましたが、そこは随分いろんなことを配慮してそう言っているのだなというのは私も承知しておりますので、改めて積極的にもう一度ヒアリングをさせていただいて、具合悪くなってからではやっぱり遅いと思いますし、それで二、三日も休むというところになるとほかの職員にも業務の影響というのは出ますので、そういった観点からも改めてもう一度ヒアリングをさせていただいて、そういった装備の配付に関しては進めさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 夏の暑さ対策についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

2時30分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、津波警報と避難指示の実効性について、さわら福祉会との統合について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、津波警報と避難指示の実効性についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

津波警報と避難指示の実効性について、7月30日、ロシア極東カムチャッカ半島沖でのマグニチュード8.8の地震に伴い、北海道太平洋東部、北海道太平洋中部などに津波警報が発表され、森町においても避難指示が出され、混乱の中多くの町民が避難しました。そこで、質問させていただきます。

まず1つ目に、3年前の令和4年に作成され、全世帯に配布されました森町津波ハザードマップの有効性と森町の防災行政の成果等を検証しているのか。

2つ目に、令和3年から避難勧告が廃止され、避難指示となったことや津波注意報と津波警報の違いなど町民にどの程度理解されていると考えているのか。

3つ目に、当日津波警報、避難指示が出されていたにもかかわらず仕事を続けていた企業があったが、町として把握しているのか。そして、今後何らかの行政指導的なことを考えるのか。

4つ目に、当日港町、東森地区において避難するに当たり、JRの踏切の遮断機が下りたままとなった状態となり、避難の妨げとなった状態が続いたが、今後の対処を考えているのか。

5つ目に、指定された避難場所以外への避難した町民がいたが、どのように対処したのか。

6つ目に、町が指定している各避難場所の状況と運営に問題はなかったのか。

7つ目に、森町における避難行動要支援者支援制度がどの程度活用されたのか。

8つ目に、森町の防災資源である防災士、自主防災組織、町内会などの動向を把握しているのか。

最後に、9個目に今回の経験を生かし、今後の森町の防災行政をどのように推進する考えているのか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

1点目です。令和3年7月に日本海溝・千島海溝沖での地震に係る津波の浸水想定区域について変更され、2022年度版森町津波ハザードマップについては、こちらの浸水想定区域を考慮し、改定しています。航空写真を活用し、避難目標地点や避難場所、また代表的な避難経路を表示しておりますが、今回の津波避難の状況を振り返ると高台に避難する認知度は高いものの、ハザードマップの内容については町民の皆様の認識がまだまだ浅い状況であると感じております。各種訓練、講話、避難所対応等振り返りを重ね、課題の解消に向け取り組んでいるところですが、今回の津波避難において様々な課題が浮き彫りとなっている状況であり、さらなる取組の強化を図っていかねばならないものと考えております。

2点目でございます。令和3年の法改正から約4年が経過し、避難指示に対する町民の皆様への認識は高くなっているものと思っております。また、注意報と警報の違いについて

も災害レベルの大きさの違いを感覚的に理解されている方が多いと思いますが、今後も防災講話等において周知を図ってまいります。

3点目です。避難指示は、災害が発生する可能性が高い状況において、地域の住民に対し町から発令されるものであります。発令後も仕事を続けていた企業の正確な把握は行っておりませんが、町民の皆様が災害に対する意識や危機感を高める必要があることから、企業に対しても従業員避難に対する周知を含め、行政発信情報への理解を深めていただけるよう努めてまいります。

4点目です。J R北海道とは、北海道支社、函館支社、森駅と今回の遮断機の問題についての振り返りを含め協議を行ってきております。お互いの課題点や今後の避難に関する連携についても協議を継続し、対応を検討してまいります。

5点目です。防災行政無線等で避難所の開設情報について周知を行いました。避難所以外の場所に避難された町民の皆様に対しては、現地に職員を派遣し、避難所への誘導を行った地点もありました。また、森高校周辺など人数や出入りが多い場所では、誘導対応が難しいところもございましたので、改善に向けて検討してまいります。

6点目です。6点目の避難所運営の課題等については、従事した職員等より課題や改善点を洗い出し、精査を続けております。今後の防災対応向上につなげてまいります。

7点目です。避難行動要支援者につきましては、消防の協力を得て避難確認を行ってまいりましたが、今回は森町において大きな被害もなく対応が可能でしたが、大災害となった場合職員での対応が難しい状況も浮き彫りとなりました。町民の皆様の支援制度に対する理解を含めて、今後も名簿の精査や個々の避難方法の周知、確認作業が必要であると考えております。

8点目です。防災士に関しては、防災士ネットワークのライングループで周辺の状況や職場、避難所での対応など情報共有を図ってまいりました。一部の自主防災組織や町内会の皆さんも避難所の運営に協力いただいたことを認識しております。直接問合せがあった部分や避難所での活動については、職員等より情報収集を行っておりますが、今後も引き続き防災士や自主防災組織、町内会等と連携を図り、防災対応の向上に努めてまいります。

9点目です。9点目として、今回の経験を生かし、対応職員や各種団体等からの振り返り情報の収集や聞き取りを重ね、実際に起きた事案に対し課題解消に向けてのスキルを積み上げ、職員等に還元しながら今後の防災対策の向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） まず、全部、1つから9つあります。この辺について1つずつ再質問する形になると思いますけれども、まず22年のこれですね。これが配布されたのです、22年。これは、令和4年3月発行になっています。これは、全戸配布されています。しかし、3年経過する中でどれだけの町民がこれを見ましたかという問題なのです。町長

の今の話では、ある程度推進地域のあれを見て高台に避難したようなことを言っていますが、実際はこれを見ての話ではないのです。自分たちの生活実態から、中から判断して移動、避難しているのが実情だと思います。実はこの津波ハザードマップは、持っているとは思っていません。当時私の町内会においては、平成30年に自分たちの地区だけの何が起きたらどこに避難したりするか、どういう行動をするべきかということを挙げて全戸配布しています。さらに、今回この津波警報のあった後に7月31日付で再度防災交通課に問い合わせて修正をかけて、31日、要するに8月1日付で町の広報と一緒に配布しています。それはなぜかという、こういう大きい冊子はいらないのです。議員とか職員の方はい必要かもしれないけれども、住んでいる人や町民にとっては自分の住んでいるところが分かればいいのです。全体のことなんて知る必要がないわけです。だから、私は平成30年に既にそういうような形のものを作って全戸配布しています。これは、絶対必要なことだと思います。各町内会ごと、その地域ごとに実情に合った部分だけが配布すればいいのです。それをぜひ検討していただきたい。それが今回のハザードマップの有効性を、最も作った意味があることなのです。こんな大きな冊子はいらない。それは、駒ヶ岳の噴火についても全戸配布されています。けれども、関係していないところは関係ないわけです。そういうようなことの情報含め、ほかの必要としていない情報も入ったものというの見ないうです、町民は。ほとんどごみ箱行きです、町の広報と一緒に。だから、そういうことをやらない、ぜひそれは検討していただきたい。

2つ目に、津波注意報と津波警報の違いなどについて徹底されているかというのは、ニュアンス的には分かるのです。けれども、実際に令和3年の5月20日から避難指示だけになったのです。避難勧告というのはなくなったのです。それがどうも今回本当にそういうのが徹底されていたのか。ただ、防災無線、そして携帯電話、あるいは各防災無線、外に設置される防災広報の無線も含めて、テレビも含めて、それで初めてなったから避難したのです。避難勧告、避難指示があったからやったわけではない。期待していたようにしたわけではないのです。だから、そういうようなことを考えると、どうも町長先ほどの答弁ではもっとそういうのを広報していくというようなこと言っていますけれども、ぜひそれは強化してやっていってもらわなければならないでしょうと思います。

3つ目に、仕事をしていた企業が実際あるわけです。実際に私の住んでいるところの避難場所ではないのだけれども、そこに30人ばかり外国の人たちも含めて来ました。けれども、船が戻ってきたからって言って戻っていったのです。それ11時かそのぐらいの話です。だから、その時点でもうその後帰って仕事を始めた。さらには、全くそういう警報を無視した、注意報を無視した、注意報ではなくて避難指示が出ているにもかかわらず一切仕事をやめないでそのまま継続していた企業もあります。さらに、全く逆で5分以内にもう移動したという人も、会社もあるわけです、中には。会社バスで高台に移動した、どこかのコンビニの駐車場に行ったとか、そういう企業もあるわけです。そういう差が非常に多い。

さらに、万が一これが実際に津波来たとしたらどうなるのかという問題なのです。特に東森、港町地区の遮断機の話の絡みもあるのですが、移動できないです。特にあの時間帯だとすると、みんな仕事始めたばかりの時間帯です。その中で移動するとなると、移動できるわけがない。基本的には徒歩移動になっていますけれども、それは無理な話で、ほとんど車で移動したというのが実際のところですが、今回。それを止めることはできない。さらに、実際どのぐらい、東森、港町地区に関しては国道の278号、バイパスに出るまで10分から15分かかっています。とすれば、津波が来たとしてもう間に合わないのは目に見えている。それだけ時間かけて、それで下手するともっとそれ以上かかるわけです。だから、3.11以降、もう10年以上も前にあそこの避難道の申請を渡島の期成会には町としては毎年出していますけれども、もっとその辺を強化する中で避難道を早期に造っていただかないと、あの地区は工業地帯でありますし、昼間の人口は実際の数倍はあると思います。とすれば、移動なんてできるわけがないのです。それは、ぜひとも町としても力を入れていていただきたい部分だと思います。

それと、遮断機の話になりますけれども、これは3.11のときに、14年前のときからもう同じ状態です。今回の新聞の記事を見まして、14年間町は何もJRと協議していなかったということなのです、あの新聞を読む限り。それはないでしょうと。だから、私たちは何度か役場のほうと協議したときあります、この踏切の問題に関しては、遮断機の問題に関しては。町としては言えないのだけれども、私は言います。壊して通りなさいと言います。それしかないのです。というのは、JRのいろんな関連法令の、日本国憲法に、これは生存権を侵すことにはならないのです。生存権が最優先です。とすれば、壊してしかるべきなのです。だから、私は常々そういう問題があるときは壊して通れ、通りなさいと言っている。ただ、今回も実際上げることができないので、その両側にやっぱり車がたまるわけです、待っているから。そうすると、うちのほうの町内会の役員の人わざわざ何度も、5回、6回ではないですよ、通すために上げに行ったことというのは。そんなにすぐには今回は津波、早急な緊急な部分というのなとは思っていないから、それで今回は済ませていますけれども、万が一は壊すしかないです。それでないと通れないからと言っています。再度その辺でJRのほうと協議していただきたいと思います。

それと、5番目の指定された避難場所以外に避難した町民がいたか、どのように対処したかという問題ですけれども、実は今回避難場所になっていないところとなっている場所というのは、東森、港町地区においては漁村センターであり、東森生活館なのです。だけれども、そこには来ています、実際に。先ほど言いました外国人の方々も30人も別に、うちのほうに私が把握しているの20人ほど来ています。それはどこにいたかという、会館の標高というのは5メートルなのです。それよりも2メートルは高い神社のある場所です。そこにほとんどの人がいます。そこからいる中で、いたというのが実情で、そういうことも含めて、そして実際問題として漁村センターにもいたという話を聞いています。そして、常盤町の会館に移動したという話も聞いています。そういうような情報というのは、どの

程度町で今回把握しているのか。先ほどの町長の答弁では、町職員のヒアリングをしまして。では、実際町民の方々のそれぞれの今回避難行動に関わった人たちのヒアリングをしているのかって、していないですね。実際私も一切そういうこと聞かれたことはない。まず、それをやって、やらないことには次のステップに進んでいかないのではないですか。

そして、町が指定している避難場所の状況、運営について問題はなかったかということに関しては、なかったような話というようなふうに聞き受けましたけれども、そんなことはありませんから私は思っている。というのは、今回昼以降、2時かそのぐらいに最後に残っていた人がいるわけです。その人には、今後の夜の分の食事の問題もあるから、その分に、3人なのですから、体育館もしくはそっち側に移動したほうがいいですよという助言をして東森生活館に関しては閉じました。そういうような人もいるわけです、中に。だから、その人たちが一体どういうふうに対応したとか、避難所で対応してくれたかどうかは聞いていません。だから、そういうことも含めても避難場所の運営というのはかなりずさんだったのではないかと私は認識しています。

それと、7番目、避難行動要支援者支援制度というのがあります。先ほどの町長の答弁だと消防のほうで対応したという話をしていますけれども、そういう問題ではないですよ、この制度というのは。要支援者に対して個々のどの人が割り当てる形で避難の援助をするという制度なはずで。特に消防関係ないです。むしろこういうことに消防関わったとしたら、本来の業務ができなくなってしまうのではないですか。そういう制度です。私のほうでは、この制度に対しては反対しています。対応は一切していません。なぜかという個々の負担がでかいから、必ずしもその人がいるわけではない。だから、今回実際にあった話ですけども、要支援者の方、1人は近所の人に乗せていってもらって避難したのだと。道の駅に行ったと聞いています。もう一人は、終わった後に言われました。車椅子の人です。一切対応は、施設に通っていますから、そこに対応の電話しても対応してもらえなかったという状態が実際ありました。ただ、その人は私の町内会ではないので、別な町内会になってしまうので、どのような形でこの制度をやったかどうかは分かりません。だから、この部分に関しては一切機能していなかったのではないかと私は思っています。

それと、8番目です。防災士とか自主防災組織、町内会などの動向を把握しているのかって、これは先ほど言いましたけれども、一切この辺等は機能していなかったのではないかと私思っていますが、特に肝腎な防災士の方々と組織が実際あるわけですから、その辺とどの程度取って手伝いをして協力を得られたのか、その辺再度お聞きします。

それで、あとは全体的なあれで、最後は今後どのように生かすかということに関しては先ほど答弁していますけれども、一応8項目に分けてかなり詳しく突っ込んだ形で再質問になりましたけれども、可能な限りでいいです。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時56分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。できる限り個別に項目ごとに拾い上げて把握しておりますけれども、最終的に答弁漏れがありましたら、改めてご指摘いただければと思います。

最初に、防災マップの件について再質問いただきました。町民は、どれだけそれを見て認識と知識の中に把握しているか、そもそもとしてやはり全戸配布させていただいている以上、これはしっかりと御覧いただいて、全体を網羅して判断する認識の中にとどめる必要はなく、自分の地域において自分が住んでいる上で最寄りの避難所どこなのか、自身が動くべき避難経路はどこなのか、そしてまた津波浸水の進捗というか、そのぐらいのリスクがどのくらいまであるのかというのをこれは個別に認識していただければひとまずはいいのかなと思います。議員おっしゃるエリア別の個別の多分生活実態に即した防災マップというか、地域独自のそういったマップ的なものは、確かにすごく効果的な面もあるのかなというのも今お話を聞かせていただいて、東森町内会のほうでやられているということなので、そこは効果としてはあるのかなと思います。しかしながら、大前提として町民の皆様の方に対する自身の避難行動に対する認識ですとか、また配布物等に関してもそもそも認識が高くなければ、何を配ったとしてもそういう方々というのは捨ててしまう可能性があるのではないのかなというのも一方であると思います。前提として、ですのでやはり町民それぞれの防災意識と自分がどれだけ危険な状況に陥るのかというのをしっかりと把握していただく、そういった情報をまずはお伝えして防災に対する意識醸成を図っていただきたいなと思います。その上で様々な配布物、防災マップも含めて効果的に把握されていくのかなというふうに認識として捉えています。

そして、避難指示の意味はあったのかというお話もあったと思います。避難指示に関しては、携帯のほうに即時通知が行くシステムを通じて防災担当課のほうで避難指示のエリアを指定して発出する仕組みになっています、ご承知のことだとは思いますが。自分の住んでいるエリアが避難指示に該当するのかなのかというところを瞬時に確認していただけるという意味では、避難指示のシステムも含めて私は意味があるのかなと思っています。今回津波避難の関係に関しても、町民の皆さんが高いところに避難されたというのは避難指示がある程度認識として浸透している、そういった現れなのかなというふうに評価しています。

そして、避難指示発出時の金曜日の対応、閉めるのか、開けるのかというか、開けるといって、開け続けるという選択肢は基本的にはこれない。開け続けていただくのではなく、事業主においては職員、そしてまた従業員に対しては即時避難行動を促す、そういった指示を出していただきたい。そして、必要に応じて施錠等々して営業所、店舗を閉鎖する、そ

ういった行動を取っていただきたいと思います。それに関連して、松田議員おっしゃる東森ですとか港町のあの辺の大手の企業、100人近くがいらっしゃる、そういった1企業について100人程度いらっしゃる大規模なああいう工業地帯に関しては、おっしゃるとおり一気に機動的に人を動かすというところに関してはそれ相応のやはり避難路が必要になるのかなと思います。今までもそういったことも含めまして防災マップ等々を整備してきているとは考えますけれども、今後今回のこの事案を含め、そこはまた新たに防災マップ、津波避難のそういったものを作るときに検討して反映していかなければならないと考えております。

そしてまた、JR遮断機の問題でございます。問題というか、これは先ほどもちょっと答弁の中でお伝えさせていただきました。JR側とも話し合いはしておりますし、引き続き情報共有はさせていただきます。こういった一般質問の場でありまして、いただいた質問に対して町民の皆様に広く周知をさせていただくというところで1つ私のほうから情報提供させていただきます。客観的な私の判断として、JRの遮断機が閉まったままになっていた、その状況に対してどうやってここ通るのだ、車を通すためにはどうすればいいのだ、即時的にその場にいらっしゃった方々が様々なことを考えて対応されたのかなというふうに思っています。JRの遮断機の問題の前にJRの考え方としては、基本的には津波避難、避難指示が出たときにできる限り、車両は当然運転している方、そしてまた乗っている方々がいらっしゃいますので、安全な地帯まで状況も見ながら移動させる方針を取っているというところでございます。それも状況によって異なりますけれども、そういった中で今回遮断機においては非常停止ボタンが押されていたと、そういった実態もございます。単純に遮断機が下り続けていた問題に関しては、非常にマスコミにも報道されて様々な情報が流れている中で、一概的にこういったことを解決すればそういった問題はなくなるという単純な問題ではないと認識しております。状況に応じて様々な方々が様々な立場において、避難する方、JRの運営側、そして我々も含めて様々な立場で災害の状況、津波到達時間、そしてまた地震がある、ないとかも含めて複合的な要素によって本当に様々なことが起こります。ですので、このJR遮断機が下り続けていたという問題に関しては、非常にこれからも引き続き情報共有を深めながら、どのような対応がいいかということについては我々の中でも協議しつつ、どういう状況でこの間のようなことが生じたかというのは私は町民の皆様にある程度はこれお示しする必要があるのかなと思っています。その点に関しては、改めて整理がつき次第何らかの形でお示しできればと思います。

そして、避難所指定されていない場所にいる人々を今後どのように把握をするつもりなのかということをご質問いただいたと思います。基本的には、避難所として指定されている場所に避難目標地点から水平移動で一時避難場所に移動していただくということを今後も前提とさせていただきたいと思います。そのような点で考えて、今回様々な議員の皆様からご質問の中で答弁させていただきましたとおり、検討すべき改善点というのは多々ございます。その中で効率的かつ柔軟に避難者の方々が安全を確保できるような、そういっ

た体制と準備を進めていきたいと思います。

避難所運営について問題はないという認識でいると思うとおっしゃっておられました。改めて今回は問題というか、改善しなければならない課題はたくさんあると認識しておりますし、それは今後改善していくというところは先般も申し上げている状況でございます。

それと、避難行動要支援者の対応どうなのか、消防対応はそもそも駄目なのではないかというお話もいただきました。この点につきましては、消防、そして消防から協力依頼を受けた消防団の活動というところで今回は避難行動要支援者の対応というのは行いました。これは、この間のヒアリングからも消防当局からも上がってきておりましたが、やはり今回は地震、そしてまたほかの災害が複合的に起こっていない、そういった状況でありましたので、これがけが人が出た救急出動、火災が起きた消防出動というふうになりますと消防は一切避難行動要支援者の対応は当たれなくなります。どのように今後運営していくのかに関しましては、これから避難行動要支援者のリストの精査、これを進めなければならないと思います。これもまた、非常に行政ができる範囲というものがかなりの範囲で、この避難行動要支援者の対応に関してははっきりしてまいりました。この点については、改めて整理しながら、まさに自助、共助、公助の仕組みをもう一度認識していただいて、避難行動要支援者の方に対しても自身で動けない寝たきりの方、障がいを持っている方、そしてまた要介護の方に関しては、そこは本当に公助という意味での手助けは必要となります。

しかしながら、今回実態を少し調べて調査した結果からひもときますと、避難支援対象者127名まで絞り込んでおりました。これは身障者、要介護者、緊急性、療育、そしてまた精神障がいのある方、そういったことで整理をしていた中で127名の方々の避難支援対象者という絞り込みの中で対応させていただきました。その中で、空き家だったところ4名、空き家だった家です。そして、避難済みであった方35名、そしてまた避難せず在宅を希望された方が26名、そしてまた不在、これはいるのかいないのか確認しても分からないという方、これ59名、そしてそもそもいないという方が3名、不在です。住民票あるのだけでも、不在だったという方が3名おりました。そして、対応させていただいた結果として、避難所まで搬送というか、そういうことに当たった方というのが本当に数名だったと、そういう実態があります。これただ単純に公共がどこだけ、まさに公助の部分、公助の部分でどこまでこの役場が公共としてやれるのかというところも含め、非常にこれは検討、そしてまた議論しなければならないところだと思います。今回は消防団員の方、消防職員の方が行きましたけれども、津波到達時間と津波の高さによってはそもそも要支援の避難支援をしなければならない方々のところに助けに行けという指示を出せない状況も出てきます。これは、状況によってはそういう状況が出てきます。そしてまた、一度出した要支援者の方々の対応を中断して引き上げろという指示も出さなければならない状況も想定されます。災害の大きさ、また状況によっては、幅のあることを想定しなければならない中で、

公共における限度というものが非常に明らかになったというところを痛感しております。そういった意味でも自助というところで皆さんがしていただけるところ、その自助を力強くもっともっと膨らませるために公助が仕組みを持ってフォローアップする、それが膨らんだときに共助という仕組みが成り立つ、先ほどもお話しさせていただきましたが、そういった仕組み、考え方を改めて町民の皆様にお示しする必要があるのではないのかなと思っております。

ちょっと最後の順番と逆になりましたけれども、最後に防災士との関係性におきましては、防災士は基本的にはできる限りの範囲で対応していただくという前提がございます。当然それは消防団の方々もそうです。状況によっては被災者になる可能性もありますし、自身の身内を助けなければならないですとか、中には詳しくはちょっと把握しておりませんけれども、他のことを優先にして、それから防災士の職務に当たる、当たらなければならない、そういう方々もいらっしゃると思います。いずれにいたしましても、今回の事例をしっかりと皆さんと共有させていただきまして、ネットワークの構築をどのようにしていけば効率よくできるのか、そしてまたお互いの立場をしっかりと認識しながらよりよい防災士のネットワーク等々も我々もしっかり関わり合ってつくり上げていければと思います。何か答弁漏れあればご指摘いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 要支援者支援制度の問題なのですが、先ほど私が言いました車椅子の方は結局逃げるには方法がないわけです、その人にとっては。車もあるわけではないし。とすれば、死ぬしかないのですねという話になってしまう。それに対しては言葉がないのですが、ただ私が言うのはできるだけ可能な限り逃げてくれと言うしかないのです。そして、先ほどの何人かの質問の中で逃げない人というのはかなりいるわけです。ただ、もうどうでもいいからという人が結構多いのです、そういう人というのは。ただ、私がそういう人に対して言うときは、あなたは、死んでいく人は別に構わないのです。そうになったら、残った人が後始末しなければならないのです。そのことを考えてくれという話でしか言いようがない。そうとしか私は言うしかないのですか。だから、できるだけ自助の形でとにかく自分で逃げる方法を考えてくれと言うしかないというのが実情だと私思っていますので、町のほうでもその辺強く伝えていってほしいと思います。

それと、もう2点ほどあるのですが、避難道の話なのですが、港町、東森地区ばかりではなくて尾白内地区もそういう問題があります。さらには、砂原においては彦澗地区においてもそういう話があるわけです。今後の避難道の整備に関して、東森、港町に関しては道道の格上げとして整備してくれという要望は道には渡島期成会のほうでは出しているのですけれども、再度その辺は強く要望を、ほかの場所もありますけれども、強く働きかけていただければ今後の、というのは自分たちで用意している部分が備蓄も含めて25メートルの高森の山に備蓄しています。それはそれがないためなのです。そこしか逃げるところ

がないから、近くで徒歩では。だから、それがもし避難道ができればそういう必要もなくなると私は判断していますので、ぜひともその辺強くこれを契機に働きかけてほしいと思います。

それと、最後にもう一点、今回これはかなり問題なのだろうなと私思っています。今回この項目には上げていませんけれども、SNSの活用の問題です。森町ソーシャルメディア運用方針の中で、投稿内容について最初にこうことが書いています。森町の行事や防災情報など町政に関する情報を発信しますと書いているわけです。この防災情報を今回どれほど発信したのですかということです。私ちょっと調べてみたら、防災情報を発信したのはフェイスブックとエックスだけですよね。ほかのラインにしてもインスタグラムにしても発信はされていません、一切。さらに、問題なのは内容に誤りがあったということなのです。避難地区になっている場所に、会館に尾白内生活館が入っていたということ、あそこは避難場所ではないですよね。さらに、存在しない会館の名前が入っていたということなのです。押出会館という、生活館という形に書いています。押出会館というのはないです。これは、かなり情報発信したにもかかわらず、間違っただけを発信しているということをしていまだに修正されていません。さらに、今回フォロワーの数を言いますとラインにおいては3,236人です。フェイスブックは2,464名、エックスに関しては456名でしかないのです。一番多いラインに関して一切情報が発信されていない。ただ、この3,000人という数の中の半数は黙って町外の人だろうと私は見ています。少なくとも1,500人以上は見ていないフォロワーがいるということは、ここに情報を発信させることによって情報がスムーズに伝わっていくのです。テレビあるいは防災無線の情報よりもこちらのほうが確実にいきます。町長は、個人的な発信をしたみたいな話は聞いています、私見ていないですけども。だから、そういう町長の発信はよかれとしてやっているかもしれないですけども、公式な森町の情報の発信ではないので、その辺はあくまでも公式なライン、ソーシャルメディア等を使った形での発信を進めるべきだと思います。過去に何度も防災情報に関しては出さないというふうには町は言っていたのです。日常の情報についての情報発信しないって言うていたにもかかわらず、防災情報を発信すると言ったのです。一切発信されていないことをどういうふうに今後するのか。それ今後の在り方としては、これが非常に大事になるのだと私思っていますので、その辺どういうふうな認識でおられるのか、ちょっと最後にそれを聞いて終わります。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、ちょっと順序逆になるのですが、SNSの活用に関して限られた媒体からの発信であった、ライン等々からはなかったというところに関しては、こちらは当然そのとおりで、体制等々含めて少し見直す中の検討材料としては存在していると思います。その点に関しては、即時の運用体制も含めて今後の改善の中にしっかりと含めたいと思います。

間違っただけの内容に関して発信されているということに関しては、担当課含めもう一度ちょ

っと整理させていただきます。それが発災時の発信の内容として定型化しているものであれば、これ修正しなければならないと思いますので、そこも確認して修正させていただきます。

そしてまた、私も今回災害対策本部の近く、そしてまた情報が一番集まりやすい場所にずっと立ちながら、本部長でありますので、そもそもその場所にいていろんな情報を聞かせていただいております。SNSでの情報発信に関しては、今後の発信する内容に関してもどのようなことを即時に発信できるかというものを確かめながら発信させていただく、そういった試しにちょっとやってみたという要素もあります。例えばですけれども、やはり対策本部の中で、そしてまた担当課の中で、リエゾンで入ってくる、外部の関係の方から入ってくる情報に関しては一回整理、精査、そしてまた情報の中身等々確認してからSNSで発信すべき、広域的な発信する情報としての内容かどうかというところを整理して発信しなければならないという、このワンクッションがどうしてもございます。そのために避難指示等一斉に発出できる先ほどの避難指示のシステムですとか、常日頃からの避難所を皆さんに知っておいていただくというところの防災マップだとか、そういったものがあります。確かにSNSの情報からの発信というのは、非常に強力、今のこのご時世強力ではありますけれども、いろいろな要素が複合的にうまく機能しなければ、やはりどんな情報出したとしてもSNSの発信にしたとしてもなかなか伝わりづらいという、特に発災時にはそういう状況が考えられるのかなと思います。ご指摘いただいた点に関しては、これはしっかりと修正し、運用方法についても検討してよりよいものに変更していくというところはお伝えさせていただきます。

そして、避難路の要望に対しても、結構前の期成会の要望にのっていたというところも私も承知しております。今回の、全く同じ形というところよりかはもうちょっと現状に即したもので、期成会の要望にのつけるかどうかというところもちょうと含めながら、新たなものを私たちの中で検討しながら避難路の整備計画、整備計画というか、整備事業に関してはこれは行っていく必要があるのかなと思っております。東森地区だけにかかわらず砂原地区でも本当にたくさんございますので、そういったところは整理してしっかりと進めさせていただきます。

最後に、避難行動要支援者に対する対応に関してであります。私今回この避難指示が出て、津波警報が出て、これだけ晴天下の中、昼間、そしてまた役場職員も仕事の中でみんな庁舎にいる、すごくいい環境下で行うことができた、本当に実際の発災に即したような避難訓練をできたのかなって思っています。本当にこれは、先ほども何回も何回も言っていますけれども、自助、共助、公助の仕組み、認識を森町独自のものというのはちょっとあれですけれども、今これだけ担い手の不足、職員も減っている、どんどん高齢者、高齢化率も増えて自分の力で動ける人がどんどん少なくなっている中においては、誰一人取り残さない、そういった防災体制を築くためには3つの自助、共助、公助をやはり新たに再認識しなければならないと思います。その中で、私は町長としては、中にはいい、私なんて

避難しないっておっしゃっている方も確かにいます。ですが、そういった方に対しても動けるのであればやはりとことんあなたを助けに来る誰かのために逃げてほしいって私はこの間どなたかにお話しした気がします。あなたを助けるために誰かが助けに来るということは、その人は自分が津波にのみ込まれる危険を冒してまでも助けに来るのだと。そういった状況もしっかりと認識していただいて、認識も含め自助の力を今のより一層増やしてより何層にも膨らませていただきたい、そのように考えております。その中で、やはり共助の輪、共助の仕組みというものもしっかりと膨らませ、それを下支えする我々の公共の施策というものをしっかりと展開していく。先ほど車椅子の方のお話もされていましたが、もちろん、当然死んでも仕方がないなんて、そんな人がいるなんて私は思いたくもありませんし、どんな状況の方においてもこの仕組みをしっかりともう一回再構築して誰一人取り残さない、そういった防災体制をしっかりと、しっかりと築き上げていくということをお誓い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 津波警報と避難指示の実効性についてを終わります。

次に、さわら福祉会との統合についてを行います。

1問だけ。答弁もらって終わりです。

○13番（松田兼宗君） それでは、2つ目の、時間ちょっとオーバーしていますので、簡単に済ませます。さわら福祉会との統合についてということで質問させていただきます。

昨年から数回にわたり全員協議会においてさわら福祉会への財政支援について議論され、6月第2回会議においてさくらの園との経営資源統合を最終目標とした統合までの間法人経営の継続のために財政支援補助を行うことが決まりました。そこで、質問させていただきます。

6月会議での私のさわら福祉会への財政支援についてという一般質問の答弁で、町長は地方独立行政法人も含めた町立施設では比較的安定した雇用関係を提供できるとし、町直営か町が100%出資する地方独立行政法人の選択肢しか現在のところはないと答弁しています。しかし、これまで全員協議会において説明しておらず、唐突に地方独立行政法人という言葉が発せられました。そして、6月第2回会議において説明を求めたところ拒否されました。

そこで、再度地方独立行政法人とは何なのかについて説明を求めさせていただきます。社会福祉法人、町営、地方独立行政法人とした場合のそれぞれのメリット、デメリットは何なのか、財政的に負担の少ないものはどれであり、最終的にどのような形の統合を目指すのかを質問させていただきます。

一応こういう形で通告はしています。それで、1点だけ追加の質問で加えさせていただきますけれども、既に町営という形で……

○議長（木村俊広君） 松田議員、通告外は受けませんので、よろしくお願いします。

○13番（松田兼宗君） それでは、後ほどまた。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、地方独立行政法人について簡単にご説明させていただきます。地方独立行政法人とは、自治体が関与しつつ法人として独立して運営できる仕組みであり、人件費や採用の自由度が高まる一方で、公益性と安定性も確保できる制度でございます。

次に、ご指摘の社会福祉法人、町営、地方独立行政法人のそれぞれの特徴について申し上げます。社会福祉法人には税制上の優遇があり、町の直接的な財政負担も比較的軽く済むほか、福祉サービスの専門性を有することが強みです。ただし、経営が悪化して撤退の可能性が生じた場合、町にとって必要不可欠な施設であることから、赤字を補填するため町が財政負担をしつつ施設運営を継続させなければならないという課題がございます。町営については、公務員基準の人件費などにより運営コストが高くなるため、赤字補填を含む財政負担が町に大きくかかる点が弱みですが、町が直接運営するため、町民への説明責任が明確で安定したサービスを提供できる点が強みでございます。地方独立行政法人は、町の関与を残しつつ法人として自主性と柔軟性を持って運営できる点がメリットでございます。また、町営と同様に財政状況や経営成果を町民に分かりやすく説明できる利点もあります。ただし、設立には条例制定などの準備が必要であり、独立採算を基本としますが、赤字が発生した場合には町営と同じく最終的に町が支援する可能性がある点も考えられます。

次に、財政的な町の負担の在り方についてですが、運営主体によって異なるものの単に負担の大小で判断するのではなく、サービスを安定的に継続できるか、施設や人材などの資源を有効に活用できるか、さらには長期的な財政健全化を含めた総合的な視点で検討していくことが重要であると考えておりますので、まずは現行の町直営による安定した運営を当面継続してまいります。その上で直営のままでは将来的に避けられない財政負担の増大や人材確保の課題を解決し、町として最も持続可能で責任ある形とするための仕組みについて地方独立行政法人化を含めた複数の選択肢を比較、検討するプロセスも同時に進めてまいります。最終的な統合の形については、その検討を得て議会や町民の皆様にご説明の上判断してまいります。町の福祉施設は、町民の生活を守る基盤であり、これを途切れることなく継続していくことが私どもの最大の責務であります。将来にわたり安定した福祉サービスを確保するため、場当たりのではなく長期的視点に立った計画的な検討と責任ある意思決定を進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） さわら福祉会との統合についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第4号

○議長（木村俊広君） 日程第4、認定第1号 令和6年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認

定第3号 令和6年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和6年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く11名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く11名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時34分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に行われました委員長及び副委員長の選任に関わる協議の結果、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に伊藤昇君、副委員長に東隆一君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月3日から9月11日までの9日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては、9月3日午前10時開会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から9月11日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回は、9月12日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時36分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年9月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和7年第1回森町議会9月会議会議録（第3日目）

令和7年9月12日（金）

開議 午前10時00分

休会 午前10時28分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 事件の訂正
- 4 令和7年第1回 認定第 1号 令和6年度森町各会計歳入歳出決算認定について
森町議会9月
会議付託議件 認定第 2号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 令和6年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 令和6年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 5 意見書案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書
- 6 意見書案第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
- 7 意見書案第3号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書
- 8 意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 9 議員の派遣について
- 10 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斉藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君
10番 加藤進君	12番 東隆一君
13番 松田兼宗君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	山 下 英 一 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総 務 課 参 事 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	石 岡 丈 宜 君
監 査 事 務 局 書 記 長	関 孝 憲 君
防 災 交 通 課 長	野 崎 博 之 君
契 約 管 理 課 長	山 田 真 人 君
企 画 振 興 課 長	岩 井 一 桐 君
企 画 振 興 課 参 事	池 田 恵 太 君
税 務 課 長	東 克 太 宏 君
保 健 福 祉 子 育 て 課 長	宮 崎 弘 光 君
保 健 福 祉 子 育 て 課 参 事	萩 野 友 章 君
保 健 福 祉 子 育 て 課 参 事	葛 西 十 夢 君
住 民 生 活 課 長	阿 部 泰 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	川 村 勝 幸 君
商 工 労 働 観 光 課 長	白 石 秀 之 君
建 設 課 長	濱 野 真 行 君
建 設 課 技 術 長	伊 藤 正 吾 君
砂 原 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	柴 田 正 哲 君
町 民 福 祉 課 長	奥 山 太 崇 君
教 育 長	毛 利 繁 和 君
学 校 教 育 課 長	坂 田 明 仁 君
学 校 教 育 課 参 事	藤 嶋 希 君
学 校 教 育 課 参 事	萩 森 敦 史 君

社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須 藤 智 裕 君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木 村 忠 公 君
給食センター長	敦 賀 靖 之 君
国保病院 経営企画統括監兼 さくらの園・園長	柏 渕 茂 君
国保病院事務長	千 葉 正 一 君
上下水道課長	水 元 良 文 君
消 防 長	松 居 順 一 君
消 防 次 長	佐 山 寿 一 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	関 孝 憲 君
議事係長兼 庶務係長	長 谷 川 拓 哉 君
庶 務 係	木 村 友 理 香 君
総 務 係	近 江 篤 市 君
総 務 係	山 内 梨 沙 君
財 政 係	三 澤 拓 海 君
行革DX推進係	佐 藤 晴 君
人 事 厚 生 係	三 春 こ の み 君
人 事 厚 生 係	山 崎 友 也 君

○会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 令和6年度森町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3 号 令和6年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4 号 令和6年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 2 意見書案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を
求める意見書
- 3 意見書案第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める
意見書
- 4 意見書案第3号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書

- 5 意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 6 議員の派遣について
- 7 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席7番、斉藤優香君、議席8番、千葉圭一君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 事件の訂正

○議長（木村俊広君） 日程第3、事件の訂正についてを議題とします。

本案について訂正の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） まずは、令和6年度森町国民健康保険病院事業会計の決算に重大な誤りがありましたことについて深くおわび申し上げます。

この誤りにより決算委員会をはじめとする議事進行に支障を来し、議員の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしました。また、病院が作成した誤った決算資料に基づいて決算監査が実施されるという事態となり、監査委員の皆様にも再度の監査を実施していただくというご負担をお願いすることとなつてしまい、重ねて心よりおわび申し上げます。

認定第2号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について訂正がございますので、森町議会会議規則第20条第2項の規定に基づき議会の許可を賜りますようお願い申し上げます。

このような事態を招いたことを厳粛に受け止め、今後このようなことが二度と起こらぬよう尽くしてまいります。議員の皆様、監査委員の皆様におかれましては何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、国保病院事務長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○国保病院事務長（千葉正一君） 事件の訂正についてご説明いたします。

9月1日に提出した事件を訂正したいので、森町議会会議規則第20条第2項の規定により請求いたします。

件名については、認定第2号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてであります。

訂正理由であります、令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算において決算処理に重大な誤りがあり、その誤った金額で決算書を調製していたことが判明したためであります。

訂正内容ですが、決算処理において消費税の計算過程に誤りがあり、決算内容の訂正が必要となりました。具体的には補助金額の誤りや経費の計上漏れが原因で消費税に修正が生じました。さらに、資金的支出、貸借対照表、資金的収支明細書などにおいても計上漏れが判明し、各項目の訂正を行っております。これらの修正により、決算全体にわたる大幅な訂正が必要となりました。なお、訂正後の決算については9月8日に監査委員へ報告し、再審査を実施していただいた結果、監査意見書も訂正されております。

以上、説明とさせていただきます。ご許可のほうよろしく願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（木村俊広君） お諮りします。

ただいま議題となっております事件の訂正について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第3、事件の訂正について許可することに決定しました。

ただいま事件の訂正の許可をいたしました承認第2号について、決算審査特別委員会において審査するため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第4号

○議長（木村俊広君） 日程第4、令和7年第1回森町議会9月会議付託議件、認定第1号から認定第4号まで、認定4件を会議規則第37条により一括議題とします。

なお、討論及び採決については、認定ごとに1件ずつ行うこととします。

決算審査特別委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（伊藤 昇君） 皆さん、おはようございます。

令和7年9月2日、令和7年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されまし

た認定議件4件を審査した結果、次のとおり決しましたので、報告いたします。

付託議件名、認定第1号 令和6年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和6年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和6年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

2、審査日程及び経過、9月3日、出席委員10名、各担当課長等から決算書及び報告書等を基に予算の執行状況について説明を受けました。

9月4日、出席委員11名、森町一般会計の歳入及び歳出の款9消防費、項1消防費、目3常備消防費まで及び款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、目1土木災害復旧費から款13予備費、項1予備費、目1予備費まで並びに森町港湾整備事業特別会計、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の歳入歳出について質疑を行いました。

9月5日、出席委員11名、森町一般会計の歳出の款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項6保健体育費、目3学校給食費まで及び森町国民健康保険特別会計、森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計の歳入歳出並びに森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の収入、支出について質疑を行いました。

9月11日、出席委員11名、森町国民健康保険事業会計の収入、支出について質疑を行いました。

9月12日、出席委員11名、森町国民健康保険病院事業会計の収入、支出について再質疑を行いました。

3、審査の結果、付託された認定第1号から認定第4号まで認定すべきものと決しました。

4、決算審査特別委員会の審査についてご報告いたします。令和7年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月3日から5日及び11日、12日の5日間にわたり慎重審議の下に審査を終了し、起立採決の結果、認定第1号から認定第4号まで賛成多数で認定すべきものと決しました。

町理事者におかれましては、委員会審査の過程で出された意見や要望等を踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望み、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とした議案の予算化やその決算においては、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めることを具申します。

また、本委員会に付託されました案件に係る決算関係資料については、事務的ミスによる議案の訂正等が散見され、何度となく修正が繰り返されたところでありましたが、いま一度気の緩みを正し、記載内容精査に努め、緊張感を持って議会と向き合っていただくよう、町長をはじめ理事者の皆さんには厳に求めるものであります。

さて、令和6年度においては、長期化している原油価格の高騰や物価の上昇などにより

社会経済の不透明さが一層増しており、さらには急激な気候変動により1次産業等への影響は明らかな状況にあり、私たちを取り巻く環境は今も大変厳しい状況が続いております。このような情勢の中では、中長期的な展望を見据え、財源確保が期待できない場合も想定し、事務事業の効率化を図り徹底して無駄を省き、予算執行管理を適正に行い、町民サービスの低下を招かぬことが重要であると考えます。

なお、本特別委員会は議長及び監査委員を除く11名で構成した特別委員会ですが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な報告は省略いたします。

以上、委員会報告といたします。

○議長（木村俊広君） これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員会報告に対する質疑、討論を省略します。

これから令和7年第1回森町議会9月会議付託議件について認定議案ごとに討論及び採決をいたします。

まず、認定第1号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第1号に対する反対討論の発言を許します。討論ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論ありませんので、討論を終わります。

認定第1号 令和6年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第2号に対する反対討論の発言を許します。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第2号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

認定第2号については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第3号に対する反対討論の発言を許します。ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第3号 令和6年度森町水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

認定第3号については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第4号に対する反対討論の発言を許します。ありますか。ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第4号 令和6年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定するものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

認定第4号については、認定することに決定しました。

◎日程第5 意見書案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第5、意見書案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第 1 号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

よって、日程第 5、意見書案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 意見書案第 2 号

○議長（木村俊広君） 日程第 6、意見書案第 2 号 安全・安心の医療・介護実現のため
人員増と処遇改善を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 2 号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第 2 号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

よって、日程第 6、意見書案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 意見書案第 3 号

○議長（木村俊広君） 日程第 7、意見書案第 3 号 OTC 類似薬の保険適用除外を行わ
ないことを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 3 号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第 3 号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

よって、日程第 7、意見書案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 意見書案第 4 号

○議長（木村俊広君） 日程第 8、意見書案第 4 号 国土強靱化に資する道路の整備等に

関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

よって、日程第8、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第9、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、日程第9のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第10 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第10、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） お諮りします。これをもちまして令和7年第1回森町議会9月会議に付議されました議件の審査は全て終了しました。

よって、令和7年第1回森町議会9月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午前10時28分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年9月12日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員